

令和4年度

保健福祉行政の概要

宮城県保健福祉部

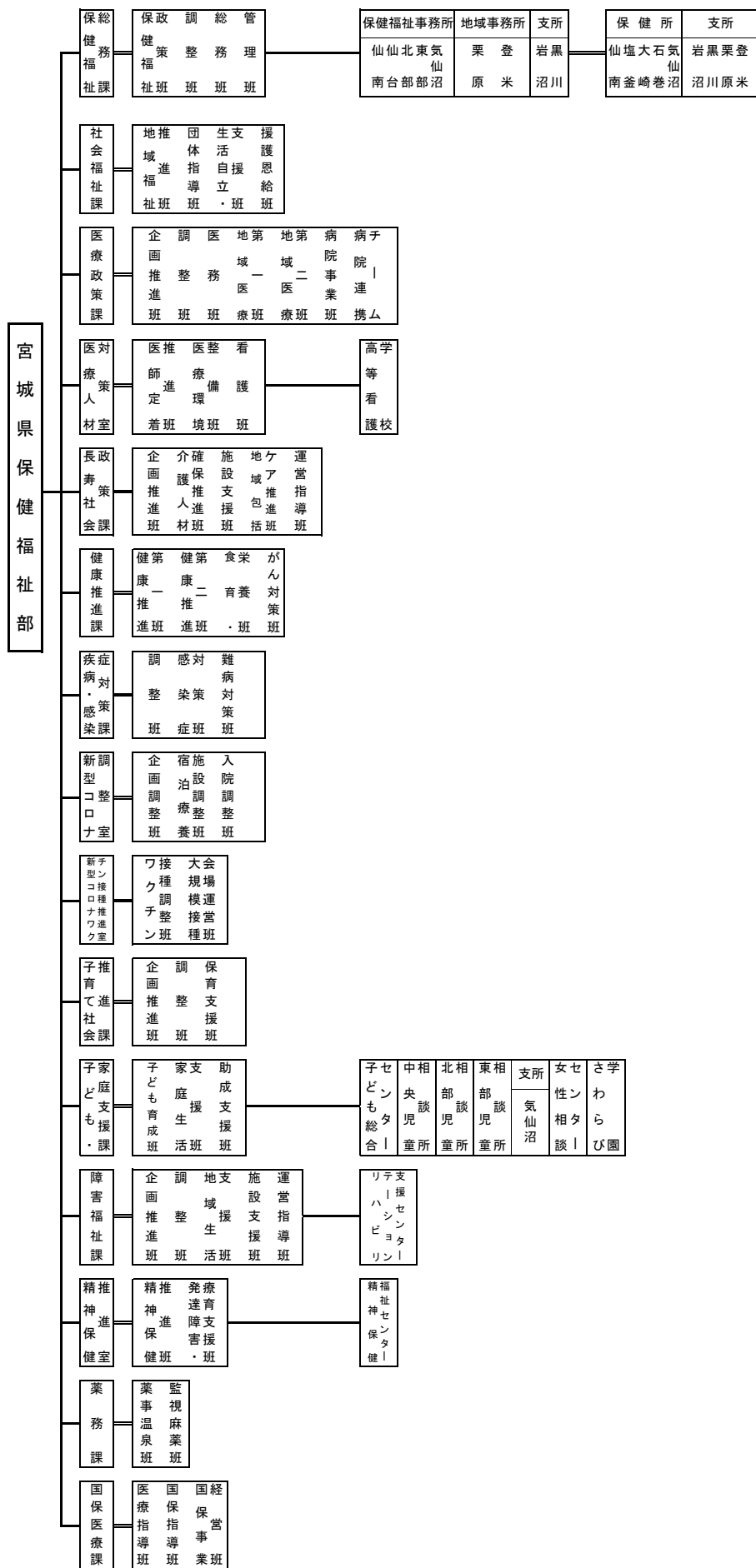
◇ ◇ ◇ 目 次 ◇ ◇ ◇

1	保健福祉部の組織図及び分掌事務――	1
2	令和4年度保健福祉部の重点方針――	9
3	保健福祉部の主要事業概要――	17
4	主要な計画の概要――	73
5	指定管理施設の概要――	83
6	附属機関の概要――	89

1 保健福祉部の組織図 及び分掌事務

宮 城 県 保 健 福 祉 部 組 織 図

令和4年4月1日現在



保健福祉部各課室の分掌事務

令和4年4月1日現在

〔保健福祉総務課〕

- 1 保健福祉行政の総合的な企画及び調整に関すること。
- 2 保健福祉事務所及び保健所に関すること。
- 3 保健統計及び福祉統計に関すること。

〔社会福祉課〕

- 1 社会福祉施策の総合的な企画及び調整に関すること。
- 2 社会福祉事業に関すること。
- 3 だれもが住みよい福祉のまちづくり施策の企画及び推進に関すること。
- 4 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る総合的な企画及び調整に関する
こと。
- 5 地域における福祉活動等の推進に関すること。
- 6 地域生活支援の推進に関すること。
- 7 福祉関係の人材の育成に関すること。
- 8 民生委員に関すること。
- 9 生活保護に関すること。
- 10 行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関すること。
- 11 戦傷病者、戦没者遺族等の援護に関すること。
- 12 未帰還者及び未帰還者留守家族の援護に関すること。
- 13 戦没者の遺骨及び遺留品の伝達に関すること。
- 14 引揚者の援護に関すること。
- 15 常盤台霊苑及び宮城之塔に関すること。
- 16 旧軍人、軍属の栄典等に関すること。
- 17 旧軍人、軍属及びその遺族の恩給に関すること。
- 18 その他旧軍人、軍属等の援護に関すること。
- 19 社会福祉協議会に関すること。
- 20 生活困窮者の自立支援に関すること。
- 21 地方再犯防止推進計画に関すること。

〔医療政策課〕

- 1 医療行政の総合的な企画及び調整に関すること。
- 2 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の施行に関すること。
- 3 医師及び歯科医師に関すること（医療人材対策室の所管に属するものを除く。）。
- 4 歯科衛生士、歯科技工士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技士、義肢装具士及び言語聴覚士に関すること。
- 5 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師等に関すること。
- 6 死体の解剖及び保存に関すること。
- 7 小児総合医療に関すること。
- 8 地域医療（へき地医療を含む。）及び救急医療に関すること。
- 9 地方独立行政法人宮城県立こども病院及び地方独立行政法人宮城県立病院機構に関すること。

〔医療人材対策室〕

- 1 医師の確保に関すること。
- 2 保健師、助産師、看護師及び准看護師に関すること。
- 3 高等看護学校に関すること。
- 4 医療従事者の勤務環境整備に関すること。

〔長寿社会政策課〕

- 1 長寿社会行政の総合的な企画及び調整に関すること。
- 2 介護保険に係る事業の推進に関すること。
- 3 地域包括ケア施策の総合的な調整に関すること。
- 4 認知症高齢者対策の総合的な調整に関すること。
- 5 社会福祉士及び介護福祉士に関すること。
- 6 高齢者の福祉に関すること。
- 7 高齢者福祉計画に関すること。
- 8 シルバーサービス産業に関すること。
- 9 高齢者生活支援・生きがい健康づくりに関すること。
- 10 老人福祉施設に関すること。
- 11 在宅老人福祉対策に関すること。
- 12 敬老事業に関すること。
- 13 介護研修センターに関すること。

〔健康推進課〕

- 1 健康対策の総合的な企画及び調整に関すること。
- 2 健康づくりの推進に関すること。
- 3 食育の推進に関すること。
- 4 広域健康増進センター及び市町村保健センターに関すること。
- 5 健康・栄養調査、栄養改善及び専門的な栄養指導に関すること。
- 6 特定給食施設における栄養管理に関すること。
- 7 栄養士及び調理師に関すること。
- 8 特別用途食品、健康保持増進効果等についての表示（医薬品及び医薬部外品に係るものを除く。）に関すること。
- 9 食品表示基準に関すること（栄養及び健康に係るものに限る。）。
- 10 生活習慣病予防に関すること。
- 11 歯科保健に関すること。
- 12 がん対策の推進に関すること。

〔疾病・感染症対策課〕

- 1 感染症の予防及び保健指導に関すること。
- 2 ハンセン病療養所入所者及びその親族の援護に関すること。
- 3 原爆被爆者に対する医療の給付等及び特別手当等の支給に関すること。
- 4 指定難病その他の難治性疾患等に関すること。

〔新型コロナ調整室〕

新型コロナウイルス感染症患者の医療及び療養等の調整に関すること。

〔新型コロナワクチン接種推進室〕

- 1 新型コロナウイルス感染症ワクチンの調整に関すること。
- 2 新型コロナウイルス感染症ワクチンの接種の推進に関すること。

〔子育て社会推進課〕

- 1 児童福祉行政及び母子保健行政の総合的な企画及び調整に関すること。
- 2 児童福祉思想の普及啓発に関すること。
- 3 少子対策の推進に関すること。
- 4 地域の子育て支援施策の推進に関すること。
- 5 児童の健全育成に関すること。
- 6 保育に関すること。
- 7 児童委員、主任児童委員に関すること。

〔子ども・家庭支援課〕

- 1 母子家庭、父子家庭及び寡婦の福祉に関すること。
- 2 要保護女子の福祉に関すること。
- 3 母子保健に関すること。
- 4 児童の養育及び療育に関すること。
- 5 児童の医療費助成に関すること。
- 6 家庭相談員、母子・父子自立支援員及び女性相談員に関すること。
- 7 子ども総合センター、児童相談所、女性相談センター、さわらび学園、さくらハイツ、母子・父子福祉センター及びコスモスハウスに関すること。

〔障害福祉課〕

- 1 障害福祉行政の総合的な企画及び調整に関すること。
- 2 障害者（児）の福祉に関すること。
- 3 心身障害者扶養共済に関すること。
- 4 障害者（児）の医療費助成（精神保健推進室の所管に係るものを除く。）に関すること。
- 5 リハビリテーションの推進に関すること。
- 6 リハビリテーション支援センター、啓佑学園、第二啓佑学園、船形の郷、援護寮、七ツ森希望の家、障害者福祉センター、障害者総合体育センター及び視覚障害者情報センターに関すること。

〔精神保健推進室〕

- 1 精神保健行政の企画及び調整に関すること。
- 2 自立支援医療（精神障害に係るものに限る。）に関すること。
- 3 発達障害に関すること（子ども総合センターの所管に係るものを除く。）。
- 4 精神保健福祉センターに関すること。

〔薬務課〕

- 1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)の施行に関すること。
- 2 薬剤師に関すること。
- 3 毒物及び劇物の指導取締りに関すること。
- 4 麻薬、向精神薬、あへん、大麻、覚せい剤等の指導取締りに関すること。
- 5 薬物の濫用の防止に関すること。
- 6 緊急医薬品及び非常災害用医薬品に関すること。
- 7 薬用植物の知識等の普及啓発に関すること。
- 8 採血及び供血あつせん業の指導取締りに関すること。
- 9 献血事業の推進に関すること。
- 10 臓器及び骨髄等の移植に関すること。
- 11 薬事経済調査に関すること。
- 12 温泉に関すること。
- 13 薬事関係団体の育成指導に関すること。

〔国保医療課〕

- 1 国民健康保険事業に関すること。
- 2 国民健康保険保険者、国民健康保険団体連合会及び保険医療機関等の指導監督に関すること。
- 3 国民健康保険審査会に関すること。
- 4 後期高齢者医療に関すること。
- 5 後期高齢者医療広域連合に対する助言及び援助に関すること。
- 6 後期高齢者医療審査会に関すること。

2 保健福祉部の重点方針

令和4年度 保健福祉部の重点方針

1 基本方針

■新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症への対応については、令和2年1月に新型コロナウイルス感染症対策本部を設置して以降、国や市町村、医療機関、外部有識者、事業者などと連携し、検査体制の充実・拡大や医療提供体制の整備、ワクチン接種体制の構築、感染拡大防止などに取り組んでいます。しかしながら、未だその収束は見通せず、令和4年度においても、引き続き、積極的かつ機動的に感染拡大防止や適切な医療の提供のための取組を推進します。

■新・宮城の将来ビジョンの着実な推進

令和4年度は、昨年度からスタートした県政運営の指針である「新・宮城の将来ビジョン」の2年目に当たりますが、政策推進の基本方向の新たな柱として加わった「社会全体で支える宮城の子ども・子育て」についてさらに取組を促進します。

本県においても、今後、本格的に人口減少が進むことが想定されますが、晩婚化・未婚化の進行も影響し、合計特殊出生率は全国平均と比較しても低い水準にあります。人口減少の加速は、地域経済や社会に大きな影響を及ぼすおそれがありますが、県民一人ひとりが幸福を実感し、地域の活力を維持するため、社会全体で子育て世代を支えながら、未来を担う全ての子どもの健やかな成長を後押しするなど、「子育てしやすい宮城県」への転換に向け取組を進めていきます。

また、「新・宮城の将来ビジョン」に掲げる将来像の実現に向けて、引き続き、「宮城県地域医療計画」や「宮城県地域福祉支援計画」など、保健福祉部の各分野の計画等に基づき、在宅医療などの医療提供体制の確立や保健・医療・福祉分野等の連携による地域包括ケアシステムの充実・推進を図るとともに、介護サービス・障害福祉サービスの提供体制の整備等を着実に推進していきます。

■被災地の復興完了に向けたきめ細かなサポート

東日本大震災の発生以降、宮城県震災復興計画のもと、被災した医療機関や社会福祉施設の復旧、保健・医療・福祉サービスの回復を図るとともに、応急仮設住宅に

よる住まいの確保や、被災者の見守り、健康調査などを実施したほか、地域の支え合い活動支援や心のケア対策などを通じて、被災された方々が安心して暮らせるための取組を全力で推進してきました。

一方、被災された方々の心のケアなどの取組は、複数の問題が絡み合い複雑化した課題に対する丁寧かつ継続的な支援が必要であることから、引き続き、被災者の相談支援や孤立防止のための見守り活動支援、心のケアなど被災者が安心して暮らせるための取組を推進し、復興完了に向けたきめ細かなサポートを進めていきます。

2 重 点 項 目

(1) 新型コロナウイルス感染症への対応

喫緊の課題である新型コロナウイルス感染症の対策については、引き続き、受診・相談センターの運営を継続するほか、診療・検査医療機関の拡充、地域外来・検査センターやドライブスルー方式等による検査体制の維持に取り組みます。また、県内の感染状況に応じて、入院病床や軽症者等宿泊療養施設の確保に努めるとともに、医療機関への設備導入支援や院内感染発生時等における支援、保健所体制の強化に取り組みます。

さらには、要介護者が感染した際の対策として、ケア付き宿泊療養施設の確保に取り組むほか、社会福祉施設における対策として、衛生資材購入等の支援や、感染者の発生により職員が不足する施設への介護職員の応援派遣、介護施設におけるゾーニング環境等の整備を支援します。

ワクチン接種については、引き続き、大規模接種会場を運営するとともに、市町村や医師会等医療関係団体との調整を図り、円滑かつ迅速に接種できる体制の整備を推進します。

そのほか、活動に大きな影響を受けているフードバンクや子ども食堂について、団体への助成等を行うとともに、不安を抱える妊婦へのウイルス検査等を実施します。

(2) 結婚・出産・子育てを応援する環境の整備

「みやぎ子ども・子育て幸福計画」に基づき、結婚をして家庭を築き、子どもを持つことを望む人の希望がかなえられるよう、結婚から妊娠、出産、育児まで切れ目のない支援を行います。

結婚支援については、昨年度から導入したA I マッチングシステムを活用した出会いの機会拡大に向けた支援に取り組むとともに、高校生や大学生を対象に妊娠・不妊・出産・子育てに対する正しい知識の普及や、ライフプランの形成支援に取り組むほか、地域の実情に応じて市町村が行う少子化対策への支援を拡充します。

妊娠・出産・子育てに関する支援については、新たに不妊検査費用の助成を行うとともに、これまでの子育て支援パスポートの取組と連携した新婚夫婦を対象とする結婚応援パスポートの取組や置き型授乳室の設置促進など、社会全体で結婚や子育てを応援する機運の醸成に努めます。引き続き、周産期・小児医療従事者の確保や体制の構築、地域で安心して暮らすための障害児支援体制の強化に取り組めます。

また、一時預かり事業や放課後児童クラブなどの地域における子ども・子育ての取組を支援するほか、子育て世帯に対する支援として、引き続き、乳幼児医療費助成や小学校入学準備支援制度等の実施、幼児教育・保育の無償化により経済的負担の軽減を図ります。

保育所等利用待機児童の早期解消については、「新子育て安心プラン」に基づき、保育所や事業所内保育施設等の整備支援、認定こども園への移行促進に取り組むとともに、保育士・保育所支援センターによる就業支援、保育補助者や保育支援者の雇用経費に対する助成等により保育人材の確保に努めるほか、多くの保育士が受講できるよう引き続きオンラインによるキャリアアップ研修を実施し、資質の向上と処遇改善を図ります。

(3) 家庭・地域等の連携・協働による子どもを支える体制の構築

「宮城県子どもの貧困対策計画」に基づき、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、子どもの貧困対策事業を行う市町村や、子ども食堂をはじめとした子どもの居場所づくりに取り組む団体を支援するとともに、様々な事由により課題を抱える子どもや家庭に対する支援として、生活困窮家庭の子どもを対象とした学習・生活支援に新たにオンラインを導入するほか、子どもの養育費に関する相談体制を充実し、養育費の履行確保に向けた支援を行います。

児童虐待への対応については、SNSを活用し、子育て世代や子どもを対象とした相談体制の充実を図るとともに、地域の関係機関との連携や職員の専門性の強化等による体制を整備し、児童虐待の予防や発生時の迅速な対応、虐待を受けた子ども

の自立支援に至るまで、切れ目のない支援を行います。また、新たにヤングケアラーの早期発見と支援体制の強化を図るため、実態調査や相談体制の構築に取り組むほか、引き続き、里親制度の普及促進や、里親への支援体制強化、家族の再統合の支援を行い、子どもの安定した養育環境の確保を図っていきます。

（４）就労や地域活動を通じた多様な主体の社会参画の促進

県・市町村・社会福祉協議会等で構成する「宮城県地域共生社会推進会議」等の取組により、複雑化している支援ニーズに対応する包括的な相談・支援体制の構築等を進め、困難を持つあらゆる人を地域で支える地域共生社会の実現に向けた取組を推進します。

生活状況が不安定なひとり親家庭に対して、就業相談や就業情報の提供を行うとともに、就職や生活の安定に資する資格取得を促進する教育訓練給付等を行い、自立した生活が出来るよう支援します。

生活困窮者の自立促進支援については、困窮状態からの早期脱却を図れるよう、状況に応じた各種支援を継続して実施します。

障害者の就業・生活支援については、障害者が地域において自立して生活できる工賃収入の実現に向け、事業所に対する経営支援や共同受注等による販路拡大支援を継続するとともに、新たに、デジタル社会を見据えた受注体制や官民による応援体制を構築し、受注機会の確保に取り組みます。

（５）生涯を通じた健康づくりと持続可能な医療・介護サービスの提供

生涯を通じた健康づくりについては、企業・団体、保険者、行政機関等が参画する「スマートみやぎ健民会議」を核として、歩行数や野菜摂取量の増加を促す環境整備、健診データの分析等に基づいた生活習慣病の予防や重症化対策に取り組むほか、新たに、特定保健指導実施率の向上に向けたモデル事業を開始し、全てのライフステージを通じた切れ目のない健康支援体制の構築に取り組みます。

また、県民一人一人が健康状態やライフステージに応じた歯と口腔の健康づくりができるよう、支援体制の充実を図るとともに、在宅の要介護者や障害のある方の口腔ケアを実施する体制整備や人材育成支援、働き盛り世代の歯周病予防対策などに取り組みます。

さらに、がん登録事業の実施など、総合的ながん対策の推進や、若年のがん患者に対する生殖機能温存治療費用を助成するとともに、骨髄提供者への助成による骨髄提供を行いやすい環境を整備するほか、造血幹細胞移植を受けた小児がん患者のワクチン再接種費用の助成などに取り組みます。

安全で良質な医療を将来にわたって持続的かつ安定的に提供していくため、「第7次宮城県地域医療計画」に基づく取組を着実に進めていきます。

医療人材の確保、偏在解消については、医療従事者が健康で安心して働くことができる勤務環境の整備に向けた取組を進めるとともに、医学生に対する修学支援やキャリア形成支援、看護師の育成支援、薬剤師の確保対策を進めます。また、地域医療構想の実現に向けて、病床機能の分化・連携を適切に推進するとともに、4病院の統合・合築など、政策医療の課題解決に取り組みます。

救急医療については、ドクターヘリの運航や地域の救命救急センターの運営支援、救急電話相談等のほか、搬送の効率化を図る救急搬送情報共有システムの運用を行います。

国民健康保険については、第2期宮城県国民健康保険運営方針に基づき、市町村と十分に連携しながら安定した制度運営を行います。

高齢者が地域で自分らしい生活を安心して送れる社会を実現できるよう「第8期みやぎ高齢者元気プラン」に基づく取組を着実に推進します。

医療・介護等の様々なサービスが一体的に提供される地域包括ケアシステムの充実・推進に向け、要介護状態を招くおそれのある高齢者のフレイル対策や、地域における支え合いの推進、認知症の早期発見・早期対応システムの充実や、認知症の本人と家族を地域で支えるための体制づくりを進めます。

また、喫緊の課題である介護人材の確保・養成・定着を図るため、ロボット・ICT機器導入による勤務環境の改善を支援するとともに、引き続き週休三日制の導入支援を推進するなど、介護事業者における働き方改革をより一層推進します。また、新たに、外国人介護職員の資格取得支援を行うほか、引き続き、外国人技能実習生や介護福祉士養成施設に通う留学生への支援の充実、若者から高齢者までの幅広い世代に対する介護イメージアップに取り組みます。

このほか、福祉系高校の学生に向けた修学資金等の貸付事業を実施し、若者の介護分野への参入促進を図るとともに、元気な高齢者の介護業務への参入や、介護現場の職場環境の改善に資するロボット等介護機器の導入を推進します。

さらに、特別養護老人ホームや地域密着型サービス施設などの介護基盤の整備を推進するとともに、介護保険の適正な制度運営等を継続して進めていきます。

（６）安心して暮らせる社会の実現

障害がある方への支援については、引き続き「みやぎ障害者プラン」及び「宮城県障害福祉計画」に基づき、障害を理由とする差別の解消に向けた普及啓発や相談支援等の取組を進めるとともに、障害福祉サービスの提供体制の整備を計画的に推進します。

昨年度施行された「障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条例」や「手話言語条例」に基づき、差別等に関する理解の普及啓発のほか、障害の特性に応じた多様な意思疎通や情報手段の確保に努めるとともに、障害のある人とない人との相互理解を促すため、スマートフォン用アプリの「手助けマッチング機能」を活用した助け合いサービスの本格実証や普及啓発に取り組みます。

また、グループホームや就労支援事業所など地域において自立した生活を送るための施設整備に加え、引き続き、県全域のセーフティネットの役割を担う「宮城県船形の郷」の建替えを進めるとともに、障害福祉サービスの質の向上を図るため、新たに、障害福祉サービス事業所等が行う職員の処遇改善や ICT 導入・活用による業務改善などの取組を支援し、介護人材の確保・育成を推進します。

そのほか、発達障害者支援センター等による発達障害児者への支援や、市町村が行う障害者医療費助成事業への補助を継続して実施するとともに、新たに、医療的ケア児等相談支援センターを開設し、医療的ケア児やその家族の総合的な支援体制を構築します。

ひきこもり支援については、ひきこもり地域支援センターにおいて、当事者・家族支援や関係機関への後方支援を推進するほか、県北及び県南地域にモデル事業として設置したひきこもり者の「居場所」において、本人の社会参加の支援・孤立防止に取り組むとともに、より住民に身近な市町村による取組を促します。

また、自死対策については、「宮城県自死対策計画」に基づき、自死のきっかけと

なる健康や経済的問題等の対策について、関連施策の連携により総合的な取り組みを推進するとともに、県民一人ひとりの気づきと見守りを促すために、ゲートキーパー養成や普及啓発等に市町村や民間団体等と連携して取り組みます。

(7) 被災地の復興完了に向けたきめ細かなサポート

被災者の生活支援として、災害公営住宅等への巡回訪問等を通じた見守り活動や相談対応、コミュニティ構築などの支援を継続していきます。また、災害公営住宅への転居等生活環境の変化による心身の健康状態の悪化を防ぐために、災害公営住宅における支え合い体制づくりを支援するなど、被災者のニーズに応じたきめ細かな支援に引き続き取り組んでいきます。

さらに、被災された方々の心のケアへの対応については、拠点となる「心のケアセンター」の運営支援を継続し、市町や心のケアに携わる関係機関と連携した地域住民や支援者支援を実施するほか、地域における支援体制整備を推進するため、沿岸市町における人材確保・育成に向けた支援に取り組みます。

また、子どもたちの心のケアについては、被災児童やその親、支援者への支援等を継続するとともに、震災で親を亡くした子どもたちの安定した養育環境の確保を図るため、「東日本大震災みやぎこども育英基金」を活用し、里親等の養育者に対する支援を継続します。

3 保健福祉部の主要事業概要

令和4年度当初予算 保健福祉部 主要事業概要一覧

No.	担当課・室	事業等の名称	頁
1	社会福祉課	被災地域福祉推進費	19
2	社会福祉課	フードバンク支援費(新型コロナウイルス感染症対応分)	20
3	社会福祉課	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金	21
4	医療政策課	医療提供体制整備費	22
5	医療政策課	診療・検査医療機関等経営支援費	23
6	医療人材対策室	看護職員確保支援費	24
7	医療人材対策室	看護職員等処遇改善支援費	25
8	医療政策課	ドクターヘリ運航費	26
9	医療人材対策室	医療機関勤務環境改善費	27
10	医療人材対策室	女性医師就労支援費	28
11	医療政策課	病床機能再編支援費	29
12	医療政策課	病床機能分化・連携推進基盤整備費	30
13	医療政策課	仙台医療圏地域医療構想推進費	31
14	長寿社会政策課	ロボット等介護機器導入促進費	32
15	長寿社会政策課	地域包括ケア総合推進・支援費	33
16	長寿社会政策課	高齢者施設職員処遇改善支援費	34
17	長寿社会政策課	介護人材確保対策緊急アクションプラン推進費	35
18	長寿社会政策課 子育て社会推進課 子ども・家庭支援課 障害福祉課	社会福祉施設等感染症対策費	36
19	長寿社会政策課 障害福祉課	社会福祉施設等介護職員等確保支援費	37
20	長寿社会政策課	特別養護老人ホーム建設等支援費	38
21	健康推進課	スマートみやぎプロジェクト推進費	39
22	疾病・感染症対策課	感染拡大傾向時の一般検査費	40
23	疾病・感染症対策課	医療機関等設備整備支援費	41
24	疾病・感染症対策課 新型コロナ調整室	検査体制構築費	42
25	新型コロナ調整室	地域外来体制整備費	43
26	疾病・感染症対策課 新型コロナ調整室	宿泊療養施設等確保費	44
27	新型コロナ調整室	抗体カクテル療法等専用施設運営費	45
28	疾病・感染症対策課	ケア付き宿泊療養施設確保費	46
29	疾病・感染症対策課	障害者宿泊療養施設確保費	47
30	新型コロナワクチン接種推進室	ワクチン接種加速化推進費	48
31	新型コロナワクチン接種推進室	ワクチン接種支援費	49
32	疾病・感染症対策課 新型コロナワクチン接種推進室	ワクチン接種体制整備費	50
33	子育て社会推進課	結婚応援パスポート・子育て支援パスポート普及費	51
34	子育て社会推進課	みやぎ・どこでも授乳室プロジェクト推進費	52
35	子育て社会推進課	少子化対策支援市町村交付金	53
36	子育て社会推進課	地域子ども・子育て支援費	54
37	子育て社会推進課	若い世代への少子化対策強化費	56
38	子育て社会推進課	子どもの貧困対策推進費	57
39	子育て社会推進課 障害福祉課	幼児教育無償化推進費	58
40	子育て社会推進課	待機児童解消推進費	59
41	子ども・家庭支援課	ヤングケアラー支援体制整備費	60
42	子ども・家庭支援課	乳幼児医療助成費	61
43	子ども・家庭支援課	社会的養護従事者処遇改善支援費	62
44	子ども・家庭支援課	妊産婦総合対策費	63
45	子ども・家庭支援課	不妊検査費用助成費	64
46	精神保健推進室	医療的ケア等体制整備推進費	65
47	障害福祉課	障害福祉施設職員処遇改善支援費	66

No.	担当課・室	事業等の名称	頁
48	障害福祉課	障害者差別のない共生社会推進費	67
49	障害福祉課	働く障害者のための官民応援共生社会推進費	68
50	障害福祉課	船形の郷建替整備費	69
51	精神保健推進室	発達障害児者総合支援費	70
52	精神保健推進室	心のケアセンター運営支援費	71

主 要 事 業 概 要

1 事業名	被災地域福祉推進費		
	(新・宮城の将来ビジョン推進事業名) 被災地域福祉推進事業		
	(各課別歳出予算概要事業名) 被災地域福祉推進事業費		
2 当初予算額	477,308千円	3 担当課	保健福祉部社会福祉課 (TEL: 211-2519)
4 目的	東日本大震災の被災者に対する相談支援や孤立防止のための見守り活動、住民同士の交流機会の提供などを通して、被災者の安定的な日常生活の確保や心身の健康の維持向上、被災者支援から地域福祉活動への移行に向けた取組の推進を図る。		
5 事業概要	東日本大震災の被災者に対する見守り・相談支援や、孤立防止のためのサロン活動等の取組に対して、補助金を交付する。 【補助事業者】 市町村、社会福祉協議会等 【補助率】 対象経費の10/10 【補助対象事業】 被災者見守り・相談支援事業等 【令和4年度事業実施団体】 石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、東松島市、七ヶ浜町、南三陸町、宮城県社会福祉協議会、仙台市社会福祉協議会 見守り・相談支援事業 (1) 「被災者見守り・相談支援調整会議」を開催する事業 地域において、被災者支援を行う社会福祉協議会や社会福祉法人、NPO、地域コミュニティ活動団体等の関係機関の活動内容の調整等を行うことにより、事業の効率的かつ効果的な実施を図る。 (2) 被災者の見守り・相談支援を行う事業 ア 災害公営住宅等への巡回訪問等を通じた見守り・声かけ イ 被災者の日常生活に関する相談支援 ウ 被災者の日常生活の安定確保に資する情報提供 エ 支援が困難なケースについて、関係者が連携して対応するためのケース検討会議の開催 (3) 被災者支援従事者の資質向上等を図るための事業 ア 被災者支援従事者の資質向上のための研修会の実施 イ 被災者支援従事者のメンタルヘルスに関する講習会の実施 (4) その他被災者の孤立防止を図るため、見守り・相談支援と一体的に行うことが効果的な取組		

主 要 事 業 概 要

1 事業名	フードバンク支援費（新型コロナウイルス感染症対応分）		
	（新・宮城の将来ビジョン推進事業名） フードバンク支援事業		
	（各課別歳出予算概要事業名） 生活困窮者自立促進支援事業費		
2 当初予算額	10,000千円	3 担当課	保健福祉部社会福祉課 (TEL: 211-2517)
4 目的	新型コロナウイルス感染症の影響により、フードバンク活動団体に対する支援要請が増加しているため、活動経費の助成を行うことにより、フードバンク活動を支援するもの。		
5 事業概要	新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえ、県内でフードバンク活動を行っている団体等に対し、生活困窮者、子ども食堂等への食料支援に関する経費の助成を行う。 ・ 交付対象団体：特定非営利活動法人，社会福祉法人，公益財団法人，一般社団法人，消費生活協同組合又は農業協同組合のいずれか。また，上記いずれかの団体のほか，知事が認める団体。 ・ 交付対象経費：人件費，交通費，消耗品費，通信運搬費，賃料及び使用料，備品購入費等のフードバンク活動に係る経費 ・ 補助率：対象経費の10／10 ・ 補助額：2,000千円（上限額）		

主 要 事 業 概 要

1 事業名	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金		
	(新・宮城の将来ビジョン推進事業名)		
	(各課別歳出予算概要事業名) 生活困窮者自立促進支援事業費		
2 当初予算額	56,000千円	3 担当課	保健福祉部社会福祉課 (TEL: 211-2517)
4 目的	新型コロナウイルス感染症の影響により、生活に困窮する世帯に対して就労による自立を図るため、新型コロナウイルス感染症自立支援金を支給するもの。		
5 事業概要	新型コロナウイルス感染症の長期化を踏まえ、生活福祉資金貸付制度における総合支援資金の貸付を終了した世帯などで一定の要件を満たす世帯を対象に、「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」を支給する。 対象者： 県社会福祉協議会が実施する総合支援資金の貸付が終了するなどにより特例貸付を利用できない世帯で以下の要件を満たす者 ・収入：①市町村民税均等割非課税世帯の1／12＋②生活保護住宅扶助基準額 ・資産：預貯金が①の6倍以下（ただし100万円以下） ・求職等：ハローワークでの相談や応募・面接等，又は生活保護の申請 支給額（月額）：単身世帯6万円，2人世帯：8万円，3人以上世帯：10万円 支給期間：3ヶ月。初回支給終了後，さらに3か月の再支給が可能。 （申請受付は令和4年3月末まで） 実施主体：福祉事務所設置自治体		

主 要 事 業 概 要

1 事業名	医療提供体制整備費		
	(新・宮城の将来ビジョン推進事業名)		
	(各課別歳出予算概要事業名) 医療提供体制整備費		
2 当初予算額	44,154,000千円	3 担当課	保健福祉部医療政策課 (TEL: 211-2614)
4 目的	新型コロナウイルス感染症患者及び疑い患者の入院に対応する医療機関が実施する病床確保、消毒、患者対応に伴い深夜勤務となる医療従事者の宿泊施設確保等に要する費用を補助することにより、医療提供体制の整備を図るもの。		
5 事業概要	1 重点医療機関体制整備事業 42,486,730千円 新型コロナウイルス感染症患者の受け入れのため確保した病床及び休床とした病床の病床確保料を補助するもの。(特定機能病院等: 10病院, 重点医療機関: 13病院) ※特定機能病院等 令和2年4月以降に、ECMOによる治療を行う患者が延べ3人以上の月又は人工呼吸器による治療を行う患者が延べ10人以上の月がある医療機関。 【補助額】(厚生労働省基準額: 1床当たりの病床確保料) ①特定機能病院等 ICU内の病床確保 436千円/日, HCU内の病床確保 211千円/日, 左記以外 74千円/日 ②重点医療機関 ICU内の病床確保 301千円/日, HCU内の病床確保 211千円/日, 左記以外 71千円/日 ※①②とも休止病床が療養病床の場合は, 16千円/日 2 新型コロナウイルス感染症対策事業 1,605,270千円 新型コロナウイルス感染症疑い患者の受け入れのため確保した病床及び休床とした病床の病床確保料を補助するもの。(4病院) 【補助額】(厚生労働省基準額: 1床当たりの病床確保料) ①疑い患者受入協力医療機関 ICU内の病床確保 301千円/日, HCU内の病床確保 211千円/日, 左記以外 52千円/日 ※休止病床が療養病床の場合は, 16千円/日 3 宿泊・消毒経費 62,000千円		

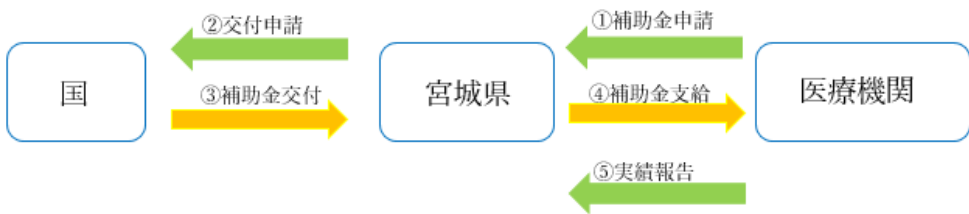
主 要 事 業 概 要

1 事業名	診療・検査医療機関等経営支援費 (新・宮城の将来ビジョン推進事業名) (各課別歳出予算概要事業名) 医療提供体制整備費		
2 当初予算額	57,000千円	3 担当課	保健福祉部医療政策課 (TEL: 211-2622)
4 目的	発熱患者等の診療・検体採取を行う診療・検査医療機関等において、新型コロナウイルス感染症の患者等が発生し、外来診療・入院診療の休止・縮小を余儀なくされた場合に補助金を交付することにより、経営支援を行うもの。		
5 事業概要	1 補助対象 診療・検査医療機関、感染症指定医療機関、入院協力医療機関及び新型コロナウイルス感染症の退院基準を満たした患者の転院を受け入れた後方医療機関のうち、次の要件に合致すると県が認めた医療機関 2 補助要件と補助内容 (1) 外来診療 医療機関の患者や医療従事者が新型コロナウイルスの感染患者又は濃厚接触者となったことに伴い、外来診療を休止又は縮小した場合。ただし、後方医療機関は診療・検査医療機関の指定を受けている場合又は指定を受けるために調整中の場合に限る。 $\text{休止・縮小により減少した外来患者数} \times 13,500 \text{ 円} \times 2/3$ (前年同期間比で算出) (2) 入院診療 入院患者や医療従事者が新型コロナウイルスの感染患者となり、感染拡大防止のために新規入院を制限又は患者を転院させる等入院診療を縮小した場合。ただし、外来診療も休止・縮小している場合に限る。 $\text{休止・縮小により減少した外来患者数} \times 37,000 \text{ 円} \times 2/3$ (直近同期間比で算出) ※上限 診療所 500 万円, 病院 1,000 万円 3 適用 各種指定等がなされた以降であれば、施行日前に外来・入院診療を休止・縮小した場合にも遡って適用する。 (外来診療に関する経営支援のイメージ) 外来患者数 (前年同期間実績) 補助対象 経営支援として補助 (対象期間は最長30日) 外来患者数 (外来診療の 休止・縮小後)		

主 要 事 業 概 要

1 事業名	看護職員確保支援費		
	(新・宮城の将来ビジョン推進事業名) (各課別歳出予算概要事業名) 新型コロナウイルス感染症対応看護職員派遣事業		
2 当初予算額	178,000千円	3 担当課	保健福祉部医療人材対策室 (TEL: 211-2615)
4 目的	新型コロナウイルス感染症患者の増加に伴い、県内の医療機関等の看護職員が不足した場合に、県内の他の医療機関等から看護職員の派遣を受けることにより、新型コロナウイルス感染症患者等に円滑に対応できる医療提供体制の確保を図るもの。		
5 事業概要	新型コロナウイルス感染症患者への対応により看護職員が不足した医療機関等に対して、他の医療機関等から看護職員を派遣するもの。 1 新型コロナウイルス感染症対応看護職員派遣事業 ・ 感染症患者への対応により看護職員が不足した医療機関等から派遣の依頼を受けた場合他の医療機関等の看護職員を派遣する。 ・ 派遣に当たっては、県と派遣元医療機関が協定を締結し、派遣に要した経費（謝金、交通費）を県が負担する。 ・ 謝金の上限は、重点医療機関の場合、1人1時間当たり8,280円、健康管理を強化した宿泊療養施設等の場合、5,520円、その他の場合、2,760円。 ・ 派遣見込み数：300人 2 1に係る保険加入 ・ 派遣看護職員の傷害補償保険について県が保険会社と契約を締結し、支払う。 ＜新型コロナウイルス感染症対応看護職員派遣事業のスキーム＞ <pre> graph TD Miyagi[宮城県] Dispatching[派遣元医療機関等] Receiving[派遣先医療機関] Miyagi -- "①事前調整 ②協定締結" --> Dispatching Receiving -- "③派遣要請" --> Miyagi Miyagi -- "④決定通知" --> Receiving Dispatching -- "⑤派遣" --> Receiving Receiving -- "⑥請求" --> Miyagi </pre>		

主 要 事 業 概 要

1 事業名	看護職員等処遇改善支援費		
	(新・宮城の将来ビジョン推進事業名)		
	(各課別歳出予算概要事業名) 看護職員等処遇改善支援費		
2 当初予算額	429,867千円	3 担当課	保健福祉部医療人材対策室 (TEL: 211-2615)
4 目的	地域の救急医療体制を担う医療機関に勤務する看護職員について、処遇改善を図るもの。		
5 事業概要	国における看護職員の給料引き上げ政策について、令和4年10月以降に診療報酬が改定されるまでの8か月（令和4年2月から9月分）の前倒し実施に伴い、令和4年2月から9月分に係る報酬の交付事務を行うもの。 令和4年2月分（令和3年度中）から実際に賃金改善を行い、賃金改善を開始した月に、都道府県に対して賃金改善を実施した旨の用紙を提出した医療機関に対し、都道府県より補助金を交付する。 1 対象医療機関 一定の救急医療を担う医療機関（下記のいずれかに該当する場合） （1）令和4年2月1日時点において、診療報酬における救急医療管理加算の算定対象となっており、かつ、令和2年度1年間における救急搬送件数が200件以上 （2）令和4年2月1日時点において、三次救急を担う医療機関（救命救急センター） 2 処遇改善の対象者 対象医療機関で勤務する看護職員（非常勤職員を含む。） 3 補助金額 対象医療機関の看護職員（常勤換算）1人当たり月額平均4,000円の賃金引上げに相当する額(4,000円の引上げに伴う社会保険料の事業主負担分を含み、1人当たり月額4,660円) 〈看護職員等処遇改善交付金事業のスキーム図〉  <pre> graph LR 国[国] 宮城県[宮城県] 医療機関[医療機関] 医療機関 -- ①補助金申請 --> 宮城県 宮城県 -- ②交付申請 --> 国 国 -- ③補助金交付 --> 宮城県 宮城県 -- ④補助金支給 --> 医療機関 医療機関 -- ⑤実績報告 --> 宮城県 </pre>		

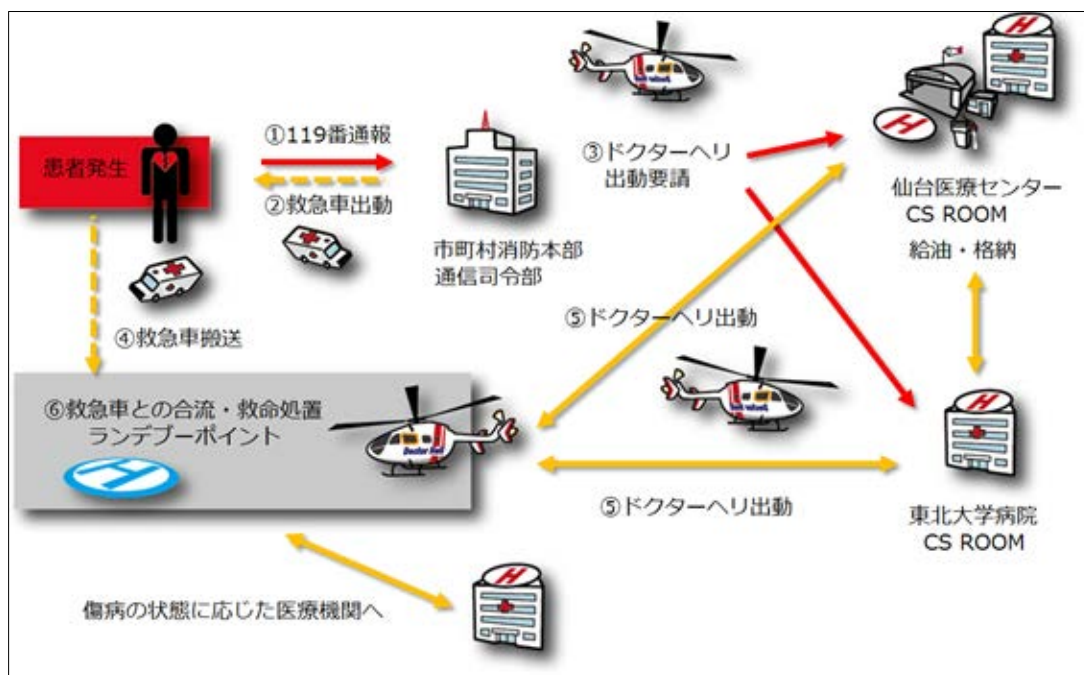
主 要 事 業 概 要

1 事業名	ドクターヘリ運航費		
	(新・宮城の将来ビジョン推進事業名)		
	(各課別歳出予算概要事業名) 救急医療確保対策費		
2 当初予算額	277,498千円	3 担当課	保健福祉部医療政策課 (TEL: 211-2622)
4 目的	ドクターヘリ 基地病院への運航費の助成等により、救急医療の効率的な提供体制を確保するもの。		
5 事業概要			

【概要】

- 基地病院（仙台医療センター・東北大学病院）、各消防本部（局）等との連携のもと、安全かつ効果的にドクターヘリを運航することで、救命率の向上等を図るもの。

【ドクターヘリ運航フロー】



- 消防機関からの出動要請を受け、基地病院から医師や看護師がヘリに搭乗し、救急現場付近のランデブーポイント（臨時離着陸場）へ向かい、ランデブーポイントで傷病者を搬送した消防機関と合流し、傷病者を医療機関へ搬送する。
- 搭乗した医療スタッフが、早い段階から治療を始めることができるため、傷病者の救命率向上や、後遺症軽減などの効果が期待される。

【令和2年度実績】

- 出動回数 300回

主 要 事 業 概 要

1 事業名	医療機関勤務環境改善費		
	(新・宮城の将来ビジョン推進事業名)		
	(各課別歳出予算概要事業名) 地域医療介護総合確保事業費		
2 当初予算額	220,885千円	3 担当課	保健福祉部医療人材対策室 (TEL:211-2686)
4 目的	医師、看護師等の医療従事者の離職防止や医療安全等を図るため、勤務環境の改善に取り組む医療機関に対して必要な支援を行う。また、令和6年4月からの医師に対する時間外労働の上限規制適用に向け、労働時間短縮のための取組を支援する。		
5 事業概要	1 医療機関の勤務環境改善に向けた取組への支援【補助】215,894千円 (1) 医師の労働時間短縮に向けた総合的な取組に要する経費を支援 58,254千円 ・補助上限額：1医療機関133千円×稼働病床数 ・補助率：資産形成経費（勤怠管理システム導入、休憩室整備等）9／10 その他経費（改善支援アドバイス、短時間勤務要員確保等）10／10 ・補助対象医療機関：年間救急車受入件数1000件以上2000件未満（※）など地域医療に特別な役割があり、かつ月の時間外等が80時間を超える医師を雇用しているなど過酷な勤務環境となっている医療機関 (※)2000件以上は診療報酬による対応 ・交付要件：医師の労働時間短縮のための計画を策定し取り組むことなど (2) 医療業務補助者の配置に要する経費を支援 152,640千円 ・補助対象人数：2人まで 補助基準額：1人月額18万円 補助率：2／3 (3) 勤務環境改善計画の作成や目標達成のための取組に要する経費を支援 5,000千円 ・補助基準額：1病院75万円 補助率：2／3 2 宮城県医療勤務環境改善支援センターの運営【委託】4,810千円 ・平成28年11月設置 委託先：県医師会 ・支援センターでは、宮城労働局が設置している宮城医療労務管理支援センターと連携し、医療労務管理や医業経営分野の専門家であるアドバイザーが医療機関に対する相談支援等を行う。 3 その他【旅費等】181千円		

主 要 事 業 概 要

1 事業名	女性医師就労支援費		
	(新・宮城の将来ビジョン推進事業名) (各課別歳出予算概要事業名) 地域医療介護総合確保事業費		
2 当初予算額	33,420千円	3 担当課	保健福祉部医療人材対策室 (TEL:211-2692)
4 目的	女性が妊娠・出産・育児の期間をとおして仕事を継続できるよう働きやすい環境を整備し、就労環境の改善及び離職防止を図り、医師確保対策に資する。		
5 事業概要	現在、医師国家試験の合格者に占める女性の割合は3人に1人に、全医師数に占める女性医師数の割合は6人に1人まで高まっているが、女性医師の特徴として就業率が35歳前後では76%に落ち込むなど、いわゆるM字カーブがみられる。このため、今後の医師確保対策として、女性医師のライフステージに応じた支援を行っていくことが重要となる。 女性医師等就労支援事業【補助】 1 補助対象施設 女性医師等の復職研修または就労環境改善に取り組む県内の医療機関 2 補助対象事業 (1) 女性医師等の離職防止や再就職の促進を図るため、指導医のもとで実施する復職研修（復職後に実施する研修については、復職から3ヶ月までに実施するものに限る。）。 (2) 女性医師等が仕事と家庭の両立ができる働きやすい職場環境を整備する取組で、次に掲げるもの。 ・短時間勤務の導入 ・出勤希望日制の導入及び宿日直の免除 ・保育所以外の育児支援（ベビーシッターの雇上等） ・院内での就労改善委員会の設置 ・その他、女性医師等の就労環境の改善に向けた取組 3 補助基準額 1箇所あたり11,140千円 補助率：1／2 4 補助対象施設 6病院（想定）		

主 要 事 業 概 要

1 事業名	病床機能再編支援費 (新・宮城の将来ビジョン推進事業名) (各課別歳出予算概要事業名) 地域医療介護総合確保事業費								
2 当初予算額	240,000千円	3 担当課	保健福祉部医療政策課 (TEL: 211-2618)						
4 目的	地域医療構想の実現のため、病院又は診療所であって療養病床又は一般病床を有するものに対し、病床数の最適化に必要な支援を行うもの。								
5 事業概要	1 単独支援給付金事業 県内の病院又は診療所であって療養病床又は一般病床を有するものが、地域の関係者間の合意の上、地域医療構想に即した病床機能再編を実施する場合、減少する病床数に応じた給付金を支給するもの。 2 統合支援給付金支給事業（実施予定なし） 複数の県内の病院又は診療所であって療養病床又は一般病床を有するものが、地域の関係者間の合意の上、地域医療構想に即した病床機能再編を実施し統合する場合、当該統合に参加する医療機関に給付金を支給するもの。 3 債務整理支援給付金支給事業（実施予定なし） 複数の医療機関が、地域の関係者間の合意の上、地域医療構想に即した病床機能再編を実施し統合する場合、当該統合によって廃止となる医療機関の未返済の債務を、統合後に存続する医療機関が新たに融資を受けて返済する際の、当該融資に係る利子の全部又は一部に相当する額に係る給付金を支給するもの。 <参考：支給対象医療機関数及び支給額（見込み）> <table border="1" style="margin: 10px auto; width: 60%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">支給対象 医療機関数</td><td style="text-align: center;">支給対象 病床数</td><td style="text-align: center;">支給額</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">3 医療機関</td><td style="text-align: center;">130 床</td><td style="text-align: center;">240,000 千円</td></tr> </table> ※意向調査の回答に基づくもの			支給対象 医療機関数	支給対象 病床数	支給額	3 医療機関	130 床	240,000 千円
支給対象 医療機関数	支給対象 病床数	支給額							
3 医療機関	130 床	240,000 千円							

主 要 事 業 概 要

1 事業名	病床機能分化・連携推進基盤整備費																													
	(新・宮城の将来ビジョン推進事業名)																													
	(各課別歳出予算概要事業名) 地域医療介護総合確保事業費																													
2 当初予算額	600,900千円	3 担当課	保健福祉部医療政策課 (TEL:211-2617)																											
4 目的	病床の機能分化・連携を推進し、将来の医療需要に対応できる医療提供体制の構築を図るもの。																													
5 事業概要	○事業の内容 ①病床転換 地域医療構想で示された2025年の必要病床数(推計値)を踏まえ、将来的な不足が推測される回復期病床を整備するために必要となる施設・設備整備に対し補助するもの。 ②事業縮小〔仙台医療圏を除く〕 病院の事業縮小(急性期病床の削減に伴い病室を他の用途へ変更する場合等)に要する費用に対し補助するもの。 ③再編・統合 2つ以上の病院の再編・統合に伴い、急性期病床または回復期の集約化により、要する費用に対し補助するもの。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業</th><th>区分</th><th>対象経費</th><th>補助率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">① 病床転換</td><td>施設整備(病床)</td><td>急性期病床から回復期病床への転換／新築・増改築</td><td rowspan="10">1/2 以内</td></tr> <tr> <td></td><td>急性期病床から回復期病床への転換／改修</td></tr> <tr> <td>施設整備(リハ施設)</td><td>医学的リハビリテーション施設</td></tr> <tr> <td>設備整備</td><td>医療機器等の備品購入費</td></tr> <tr> <td rowspan="3">② 事業縮小</td><td>施設整備(他の用途)</td><td>急性期病床削減に伴い不要となる病室の他の用途(機能転換以外)への改修</td></tr> <tr> <td>特別損失</td><td>急性期病床削減に伴う財務諸表上の特別損失(固定資産除却損, 固定資産廃棄損, 固定資産売却損)</td></tr> <tr> <td>退職金の割増相当額</td><td>急性期病床削減に伴い退職する職員の早期退職制度活用により上積みされた退職金の割増相当額</td></tr> <tr> <td rowspan="3">③ 再編・統合</td><td rowspan="2">施設整備(再編・統合)</td><td>2つ以上の病院の再編・統合に伴い、急性期または回復期病床の集約化により必要となる施設整備(新築/増改築)</td></tr> <tr> <td>2つ以上の病院の再編・統合に伴い、急性期または回復期病床の集約化により必要となる施設整備(改修)</td></tr> <tr> <td>設備整備</td><td>医療機器等の備品購入費</td></tr> </tbody> </table> ※「②事業縮小」は仙台医療圏を除く			事業	区分	対象経費	補助率	① 病床転換	施設整備(病床)	急性期病床から回復期病床への転換／新築・増改築	1/2 以内		急性期病床から回復期病床への転換／改修	施設整備(リハ施設)	医学的リハビリテーション施設	設備整備	医療機器等の備品購入費	② 事業縮小	施設整備(他の用途)	急性期病床削減に伴い不要となる病室の他の用途(機能転換以外)への改修	特別損失	急性期病床削減に伴う財務諸表上の特別損失(固定資産除却損, 固定資産廃棄損, 固定資産売却損)	退職金の割増相当額	急性期病床削減に伴い退職する職員の早期退職制度活用により上積みされた退職金の割増相当額	③ 再編・統合	施設整備(再編・統合)	2つ以上の病院の再編・統合に伴い、急性期または回復期病床の集約化により必要となる施設整備(新築/増改築)	2つ以上の病院の再編・統合に伴い、急性期または回復期病床の集約化により必要となる施設整備(改修)	設備整備	医療機器等の備品購入費
事業	区分	対象経費	補助率																											
① 病床転換	施設整備(病床)	急性期病床から回復期病床への転換／新築・増改築	1/2 以内																											
		急性期病床から回復期病床への転換／改修																												
	施設整備(リハ施設)	医学的リハビリテーション施設																												
	設備整備	医療機器等の備品購入費																												
② 事業縮小	施設整備(他の用途)	急性期病床削減に伴い不要となる病室の他の用途(機能転換以外)への改修																												
	特別損失	急性期病床削減に伴う財務諸表上の特別損失(固定資産除却損, 固定資産廃棄損, 固定資産売却損)																												
	退職金の割増相当額	急性期病床削減に伴い退職する職員の早期退職制度活用により上積みされた退職金の割増相当額																												
③ 再編・統合	施設整備(再編・統合)	2つ以上の病院の再編・統合に伴い、急性期または回復期病床の集約化により必要となる施設整備(新築/増改築)																												
		2つ以上の病院の再編・統合に伴い、急性期または回復期病床の集約化により必要となる施設整備(改修)																												
	設備整備	医療機器等の備品購入費																												

主 要 事 業 概 要

1 事業名	仙台医療圏地域医療構想推進費		
	(新・宮城の将来ビジョン推進事業名)		
	(各課別歳出予算概要事業名) 地域医療介護総合確保事業費		
2 当初予算額	83,600千円	3 担当課	保健福祉部医療政策課 (TEL: 211-2675)
4 目的	本県の政策医療の課題解決を前進させるとともに地域医療構想を推進するため、仙台医療圏の医療提供体制の分析及び新たな拠点病院の構想の検討など、関係機関との協議及び基本合意に必要な業務を行う。		
5 事業概要	仙台赤十字病院と県立がんセンターの統合及び東北労災病院と県立精神医療センターの合築による新病院の整備に向けて、仙台医療圏の医療提供体制の現状と課題を整理し、必要なデータの分析等を行う。また、新病院の立地、機能、病床規模及び内外環境調査等の新病院の整備に向けた必要な基本構想（素案）の作成を行う。		

主 要 事 業 概 要

1 事業名	ロボット等介護機器導入促進費		
	(新・宮城の将来ビジョン推進事業名)		
	(各課別歳出予算概要事業名)		
2 当初予算額	156,000千円	3 担当課	保健福祉部長寿社会政策課 (TEL:211-2554)
4 目的	介護ロボット・ICT の導入による介護職員の負担軽減と介護職の魅力向上を図るため、事業者における機器導入等への補助等を実施するもの。		
5 事業概要	(1) 介護ロボット・ICT 普及推進事業 講演会、展示会開催による介護ロボット・ICT の普及を促進するもの。 (2) 介護ロボット・ICT 導入支援事業 介護事業所が介護ロボット・ICT を導入（購入・レンタル）する経費等を補助するもの。 (補助率：一定の要件を満たす場合 3/4 それ以外 1/2) ①介護職員の負担軽減に資する介護ロボット (移乗支援・入浴支援：上限 1,000 千円／台 それ以外：上限 300 千円／台) ②介護職の魅力向上に資する次世代型の介護ロボット (上限 500 千円／台) ③見守り機器を効果的に活用するために必要な通信環境の整備（Wi-Fi 導入、インカム） (上限 7,500 千円／事業所) ④介護記録から請求業務まで一気通貫とするために必要なタブレット端末、介護記録ソフト等の一式 (事業所規模に応じて上限 2,600 千円／事業所) (3) 介護ロボット・ICT 導入活用アドバイザー事業 施設の課題に応じた適切な介護ロボット・ICT の導入に向け、アドバイザーによる研修会等を開催し、事業者に対する支援を図る。また、ロボット等の効果的な導入のため、専門家による上記補助金の審査会を実施する。		

主 要 事 業 概 要

1 事業名	地域包括ケア総合推進・支援費 (新・宮城の将来ビジョン推進事業名) 地域包括ケア総合推進支援事業 (各課別歳出予算概要事業名) 地域包括ケア総合推進・支援費		
2 当初予算額	34,588千円	3 担当課	保健福祉部長寿社会政策課 (TEL:211-2552)
4 目的	高齢者数の増加及び高齢化率の上昇に伴い、フレイル（虚弱）高齢者及び要支援者の増加が見込まれることから、地域包括ケアシステムの深化・推進を図るため、効果的な自立支援・重度化防止等の取組を効率的に実施することができるよう市町村支援に取り組むもの。		
5 事業概要	1 現状分析・実情把握，地域課題分析，実績評価支援 ① 市町村職員に対する地域課題分析・実績評価研修会の開催 ② 介護予防に関する事業評価・市町村支援委員会の設置・運営 2 自立支援・重度化防止等に向けた取組支援 ① 市町村へのアドバイザー派遣・先行自治体視察支援 ② 自立支援・重度化防止等に向けた取組強化研修会の開催 3 リハビリテーション専門職等の活用支援 ① 地域の実情に応じた課題解決及び人材育成に関する研修会の開催 ② リハビリテーション専門職等の人材育成研修会の開催 4 県民への普及啓発 テレビや新聞等の媒体を活用したフレイル予防等に関する普及啓発 5 健康・生きがいづくり事業 老人クラブの多様な社会活動を推進するため、地域で活動する人材の確保 6 みやぎフレイル対策市町村サポート事業 市町村でフレイル対策の現場支援を行う専門職の人材育成及び体制整備 7 地域包括ケアシステムの深化・推進支援 ① 介護サービス事業所管理者向け研修会の開催 ② 在宅医療・介護連携推進に関する研修会の開催 8 宮城県地域包括ケア推進協議会の設置・運営 宮城県地域包括ケア推進協議会幹事会の開催 9 認知症高齢者等にやさしい地域づくりサポート事業 医療機関による認知症やフレイル予防の普及啓発・健康相談会等		

主 要 事 業 概 要

1 事業名	高齢者施設職員処遇改善支援費		
	(新・宮城の将来ビジョン推進事業名) (各課別歳出予算概要事業名) 介護職員処遇改善支援費		
2 当初予算額	2, 9 5 7, 0 0 0 千円	3 担当課	保健福祉部長寿社会政策課 (TEL: 211-2556)
4 目的	新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において勤務する介護事業所・施設職員を対象とした賃金引上げへの支援を行うもの。		
5 事業概要	介護事業所・施設職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を前提として、収入を1人当たり9,000円相当引き上げるための取組を支援するもの。 ○ 対象期間 令和4年2月～9月の賃金引き上げ分 ※令和4年10月分以降は、介護報酬改定により対応見込み ○ 対象事業所 県内(仙台市内の事業所・施設含む。)の介護サービス事業所・施設で以下のいずれの要件も満たす事業所・施設 ・処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを取得している事業所・施設 ・令和4年2・3月(令和3年度中)から実際に賃上げを行っている事業所・施設 ○ 対象となる職種 介護職員 ※事業所・施設の判断により、他の職員の処遇改善にこの補助金を充てることも可 ○ 補助金額 対象事業所・施設の介護職員(常勤換算)1人当たり月額平均9,000円の賃金引上げに相当する額。具体的には、「各事業所の総報酬×サービス別の交付率」で算定 〔交付率の例〕訪問介護: 2.1% 通所介護: 1.0% 認知症対応型共同生活介護: 2.0% 介護老人福祉施設: 1.4% 介護老人保健施設: 0.8% など ○ 財源 国の介護職員処遇改善支援補助金(10/10) ○ 実施スキーム  <pre> graph LR A[国] -- "補助率(10/10)" --> B[都道府県] B -- "交付申請" --> A B -- "支給" --> C[介護事業所] C -- "申請" --> B </pre>		

主 要 事 業 概 要

1 事業名	介護人材確保対策緊急アクションプラン推進費		
	(新・宮城の将来ビジョン推進 介護人材確保対策緊急アクションプラン事業 事業名)		
	(各課別歳出予算概要事業名) 地域医療介護総合確保事業費		
2 当初予算額	197,140千円	3 担当課	保健福祉部長寿社会政策課 (TEL: 211-2554)
4 目的	団塊の世代すべてが後期高齢者となる令和7年において、我が県では約4千人の介護職員が不足する見込みであるため、緊急かつ大胆な介護人材確保対策に取り組むもの。		
5 事業概要	(1) 介護事業所の業務改善（日本人人材・外国人人材確保共通アクションプラン） ① 介護働き方改革応援宣言プロジェクト事業（週休3日制導入支援） 週休3日制導入を希望する介護施設へのコンサルティング支援 ② 組織運営コンサルティング支援事業 施設の事務改善等に向けた課題把握・目標設定等の支援 ③ チームケアの実践に向けたコンサルティング支援 介護オペレーションの最適化に向けた人員配置に係るコンサルティング支援 (2) 外国人人材の確保（外国人人材確保アクションプラン） ① 海外現地機関との直接連携事業 海外の関係機関と直接連携し、人材確保に関する情報収集や介護施設とのマッチングを支援 ② 外国人人材に対する定着支援事業 外国人人材の定着に向けた相談窓口の設置・交流会の開催 ③ 技能実習生学習・生活支援補助金 技能実習候補生が入国前に行う日本語学習期間の学費・生活費補助 ④ 外国人留学生の学習・生活支援補助金 介護施設が留学生に対して行う奨学金等の補助 ⑤ 日本語学習等支援事業 外国人介護人材向け日本語講座を開講し、語学力向上や資格取得を支援 ⑥ 外国人介護人材受入施設等環境整備事業 介護施設等において外国人人材を受け入れるための環境整備費補助 ⑦ 外国人介護職員資格取得支援事業 外国人介護職員の資格取得に係る研修受講等支援 (3) 介護イメージアップ事業 介護のマイナスイメージを払拭するためのイメージアップキャンペーン及び中高生向体験型授業等の実施		

主 要 事 業 概 要

1 事業名	社会福祉施設等感染症対策費		
	(新・宮城の将来ビジョン推進事業名) 地域医療介護総合確保事業費 (各課別歳出予算概要事業名) 次世代育成支援対策事業費 障害福祉施設支援費		
2 当初予算額	71,926千円	3 担当課	保健福祉部長寿社会政策課 (TEL: 211-2556) 保健福祉部子育て社会推進課 (TEL: 211-2529) 保健福祉部子ども・家庭支援課 (TEL: 211-2531) 保健福祉部障害福祉課 (TEL: 211-2558)
4 目的	介護施設、児童福祉施設及び障害福祉施設における新型コロナウイルス感染症対策を推進するため、感染予防の普及啓発、相談窓口の設置及び衛生資材の配布・購入支援等を実施するもの。		
5 事業概要	(1) 介護施設における感染症対策 7,000千円(長寿社会政策課) 介護施設を訪問し、感染症対策研修を行う事業を委託により実施する。 (2) 児童福祉施設における感染症対策 ① 保育所等からの感染症対策についての相談対応及び必要に応じた専門家の派遣等を行う事業を委託により実施する。 5,635千円(子育て社会推進課) ② 保育所等におけるマスク・消毒液等の衛生用品の購入費を補助する。 32,847千円(子育て社会推進課) ③ 縮小開園している保育所等に対して、他の保育園等から保育士を派遣するための経費を補助する。 1,518千円(子育て社会推進課) ④ 児童養護施設等からの感染症対策についての相談対応及び必要に応じた専門家の派遣等を行う事業を委託により実施する。 3,000千円(子ども・家庭支援課) ⑤ 児童養護施設等におけるマスク・消毒液等の衛生用品の購入費等を補助する。 6,000千円(子ども・家庭支援課) ⑥ 児童相談所における一時保護時の感染防止対応費。 6,000千円(子ども・家庭支援課) (3) 障害福祉施設における感染症対策 障害福祉施設からの感染症対策についての相談対応及び必要に応じた専門家の派遣等を行う事業を委託により実施する。 9,926千円(障害福祉課)		

主 要 事 業 概 要

1 事業名	社会福祉施設等介護職員等確保支援費		
	(新・宮城の将来ビジョン推進事業名) (各課別歳出予算概要事業名) 地域医療介護総合確保事業費 社会福祉施設等介護職員等確保支援費 障害福祉施設支援費		
2 当初予算額	130,843千円	3 担当課	保健福祉部長寿社会政策課 (TEL: 211-2549) 保健福祉部障害福祉課 (TEL: 211-2558)
4 目的	介護施設、障害福祉施設等において新型コロナウイルス感染症が発生した場合に備え、介護職員等の応援派遣に向けた体制整備を行うとともに、発生施設等に対し「かかり増し経費」の支援を行うもの。		
5 事業概要	1 介護施設等に対する支援 105,790千円 (1) 新型コロナウイルス関連要介護高齢者支援事業 介護施設等で感染症が発生した場合に応援職員を派遣できる体制構築を委託により実施するもの。 (2) 社会福祉施設等介護職員等確保支援事業 応援職員の派遣に伴う保険加入、宿泊先の確保及び旅費等の補助を行うもの。 (3) 新型コロナウイルスに係る介護サービス提供体制確保事業 新型コロナウイルス感染症が発生した介護サービス事業所・介護施設等に対して、職員確保や消毒など通常のサービス提供時には想定されない「かかり増し経費」について補助するもの。 2 障害福祉施設等に対する支援 25,053千円 (1) 社会福祉施設等介護職員等確保支援事業 障害児者入所施設で感染症が発生した場合に応援職員を派遣するための宿泊先の確保を委託により実施するとともに、応援職員の派遣に伴う保険に加入するもの。 (2) 障害福祉サービス確保支援事業 障害児者入所施設で感染症が発生した場合に応援職員を派遣するための調整業務を委託により実施するとともに、新型コロナウイルス感染症が発生した障害福祉サービス事業所等に対して、職員確保や消毒などの通常のサービス提供時では想定されない「かかり増し経費」や(1)の応援職員派遣に係る旅費等の経費を補助するもの。		

主 要 事 業 概 要

1 事業名	特別養護老人ホーム建設等支援費		
	(新・宮城の将来ビジョン推進事業名) (各課別歳出予算概要事業名) 特別養護老人ホーム整備費補助 特別養護老人ホーム等大規模改修費補助		
2 当初予算額	1, 4 9 2, 4 0 0 千円	3 担当課	保健福祉部長寿社会政策課 (TEL: 211-2549)
4 目的	介護サービス基盤の整備を促進するため、特別養護老人ホーム等の新築・増改築及び長寿命化に資する大規模改修に対して補助を行うもの。		
5 事業概要	1 特別養護老人ホーム整備費補助 1, 3 6 2, 4 0 0 千円 定員 30 人以上の特別養護老人ホーム（併設する短期入所施設含む。）の新築，既存施設の増築・改築について補助を行うもの。 2 特別養護老人ホーム等大規模改修費補助【新規】 1 3 0, 0 0 0 千円 築 30 年以上で定員 30 人以上の特別養護老人ホーム等（併設する短期入所施設含む）の長寿命化に資する大規模改修について補助を行うもの。		

主 要 事 業 概 要

1 事業名	スマートみやぎプロジェクト推進費		
	(新・宮城の将来ビジョン推進事業名) スマートみやぎプロジェクト		
	(各課別歳出予算概要事業名) 健康づくり推進事業費		
2 当初予算額	21,505千円	3 担当課	保健福祉部健康推進課 (TEL: 211-2624)
4 目的	県民の運動・食生活等生活習慣の改善を図るため、スマートみやぎ健民会議(県民運動)を基盤とし、日常的に健康づくりが実践できる社会環境の整備を行うもの。		
5 事業概要	1 スマートみやぎ健民会議を基盤とした県民運動の推進【8,812千円】 (1) 健康づくり優良団体表彰の実施 (2) 県民運動の周知・広報(運動動画配信等) (3) 参加団体拡大 2 中小企業・関係団体との連携による健康経営の概念の普及啓発【7,044千円】 (1) 中小企業経営者・事業主等を対象としたトップセミナー等の開催 (2) 健康経営の概念の普及啓発 3 みやぎヘルスサテライトステーション拡大事業【3,413千円】 (1) ヘルスサテライトステーション拡大補助事業 (2) ヘルスサテライトステーション認証事業 (3) 健康情報の発信 4 子どもの健康なからだづくり推進事業【2,236千円】 (1) 連携会議の開催 (2) 地域特性を踏まえた連携企画事業の実施		

主 要 事 業 概 要

1 事業名	感染拡大傾向時の一般検査費 (新・宮城の将来ビジョン推進事業名) (各課別歳出予算概要事業名) 感染症指定医療機関運営費補助等		
2 当初予算額	3, 8 0 0, 0 0 0 千円	3 担当課	保健福祉部疾病・感染症対策課 (TEL: 211-2632)
4 目的	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の傾向が見受けられる場合において、感染不安を抱える無症状者が無料でPCR検査等を受検できるよう、検査事業者に対し補助を行い、検査体制の整備を図るもの。		
5 事業概要	【事業目的】 新型コロナウイルス感染症の感染拡大傾向時、都道府県知事の判断で、新型インフルエンザ特別措置法第24条第9項の規定により、感染不安を抱えた無症状者について検査を受検するよう要請することが可能となった。この要請を行った場合において、受検者の検査に係る費用を無料化するため、検査事業者に対する補助を実施するもの。 【事業内容】 感染拡大傾向時の一般検査事業費補助金 3,800,000 千円 感染不安を抱えた無症状者へ無料検査を提供する事業者に対して、検査及び体制整備に係る費用の補助を実施するもの。		

主 要 事 業 概 要

1 事業名	医療機関等設備整備支援費		
	(新・宮城の将来ビジョン推進事業名)		
	(各課別歳出予算概要事業名) 感染症指定医療機関運営費補助等		
2 当初予算額	3, 0 5 3, 0 0 0 千円	3 担当課	保健福祉部疾病・感染症対策課 (TEL : 211-2632)
4 目 的	新型コロナウイルス感染症患者の外来や入院対応を行う医療機関に対して、設備導入等に係る助成を行い、医療提供体制の整備を図るもの。		
5 事業概要	1 外来協力医療機関補助金 505,000 千円 患者等の外来対応を行う帰国者・接触者外来等に対し、HEPA フィルター付きパーティション等の補助を行うもの。 2 入院医療機関補助金 880,000 千円 患者の入院対応を行う感染症指定医療機関、入院協力医療機関に対し、人工呼吸器や ECMO 等の補助を行うもの。 3 重点医療機関等設備整備補助金 1,399,529 千円 高度な医療を提供する医療機関等に対し、CT や超音波画像診断装置等の設備の補助を行うもの。 4 感染症検査機関等設備整備補助金 266,000 千円 検査を実施する医療機関や民間検査機関等に対し、PCR 装置等の設備の補助を行うもの。 5 会計年度任用職員の雇用 2,471 千円 新型コロナウイルス対応に係る医療機関等への補助金に関する書類審査等に従事する事務職員を雇用するもの。		

主 要 事 業 概 要

1 事業名	検査体制構築費		
	(新・宮城の将来ビジョン推進 事業名) (各課別歳出予算概要事業名) 感染症指定医療機関運営費補助等 感染症発生対策費		
2 当初予算額	1, 7 0 0, 3 1 3 千円	3 担当課	保健福祉部疾病・感染症対策課 (TEL: 211-2632) 保健福祉部新型コロナ調整室 (TEL: 211-2654)
4 目的	新型コロナウイルス感染症の疑い患者や濃厚接触者等の検査を適切に実施し、感染者を早期に把握することにより、感染拡大防止を図るもの。		
5 事業概要	1 感染症予防事業（ドライブスルー方式診療所設置）266,000 千円 ドライブスルー形式によるPCR検査体制を整備するため、臨時診療所の運営に要する人件費等を東北大学病院に対して補助するとともに、臨時診療所の運営に要する資機材等を整備する。 2 感染症発生対策事業（感染症患者発生時疫学調査費等）1,434,313 千円 感染症法第15条による調査の一環として、新型コロナウイルス感染症に係る検査を保健環境センター等において実施するとともに、保険適用される検査の自己負担額を公費負担する。		

主 要 事 業 概 要

1 事業名	地域外来体制整備費		
	(新・宮城の将来ビジョン推進事業名)		
	(各課別歳出予算概要事業名) 感染症指定医療機関運営費補助等		
2 当初予算額	198,000千円	3 担当課	保健福祉部新型コロナ調整室 (TEL: 211-2354)
4 目的	診療・検査体制の更なる充実に向けた地域外来・検査センターの整備を図るもの。		
5 事業概要	○ 事業の内容 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて、各圏域に「地域外来・検査センター」を設置し、地域の実情に応じた診療・検査体制の強化を図る。 ○ 予算の概要 市町村、郡市医師会が設置する地域外来・検査センターに対して、運営費及び整備費を支援する。 各圏域:保健所、支所単位5か所(R4.1現在:仙台、亶理郡、大崎、栗原、石巻設置済)		

主 要 事 業 概 要

1 事業名	宿泊療養施設等確保費 (新・宮城の将来ビジョン推進事業名) (各課別歳出予算概要事業名) 感染症発生対策費		
2 当初予算額	17,574,153千円	3 担当課	保健福祉部疾病・感染症対策課 (TEL: 211-2632) 保健福祉部新型コロナ調整室 (TEL: 211-3622)
4 目的	新型コロナウイルス感染症に罹患した軽症患者や無症状者に対して、療養先となる民間宿泊施設の借り上げ、医療費の負担、移動手段の確保や、自宅療養者に対する生活支援などを行うことにより、感染症のまん延防止と適切な医療の提供を図るもの。		
5 事業概要	1 感染症入院患者医療費負担金等 321,233 千円 宿泊療養者や自宅療養者の医療費を負担するとともに、療養先決定前の自宅待機者や自宅療養者に対して生活支援品の配付やパルスオキシメーターの貸与等を行う。 2 感染症患者移送 1,870,920 千円 民間業者からの搬送車両の借り上げや搬送業務委託により、宿泊療養施設に入所する患者や外来受診患者等の移動手段を確保する。 3 軽症者等宿泊療養施設確保事業 15,382,000 千円 感染拡大の防止と重症者等に対する医師や病床等の医療資源を確保するため、民間宿泊施設（ホテル）を借り上げ、軽症患者等に対する宿泊療養施設として運営する。 (1) 宿泊療養施設借上げ等環境整備（施設借り上げ、食事提供、廃棄物処理等） (2) 療養者対応業務（医療従事者の確保、事務局従事者の確保等）		

主 要 事 業 概 要

1 事業名	抗体カクテル療法等専用施設運営費		
	(新・宮城の将来ビジョン推進事業名)		
	(各課別歳出予算概要事業名) 感染症発生対策費		
2 当初予算額	131,000千円	3 担当課	保健福祉部新型コロナ調整室 (TEL: 211-2354)
4 目的	新型コロナウイルス感染症の軽症患者等を対象として、「宮城県新型コロナウイルス感染症治療センター」(旧: 宮城県抗体カクテル療法センター)を設置し、軽症患者の重症化を防止するとともに、確保病床の効果的運用を図る。		
5 事業概要	○ 事業の内容 仙台市内の宿泊療養施設に「宮城県新型コロナウイルス感染症治療センター」(旧: 宮城県抗体カクテル療法センター)を設置し、センター運営のため医療従事者の確保等を行う。 ○ 人員体制 ・医師 1日当たり1人程度 ・看護師 1日当たり3人程度 ・薬剤師 1日当たり1人程度 ・臨床工学技士 1日当たり1人程度 ・事務員 1日当たり1人程度		

主 要 事 業 概 要

1 事業名	ケア付き宿泊療養施設確保費		
	(新・宮城の将来ビジョン推進事業名)		
	(各課別歳出予算概要事業名) 感染症発生対策費		
2 当初予算額	295,000千円	3 担当課	保健福祉部疾病・感染症対策課 (TEL: 211-2632)
4 目的	新型コロナウイルス感染症患者であって、無症状者のうち、介護を要する者を療養させる施設を設けることにより、患者の適切な隔離態勢の整備及び要介護者の良好な療養環境の確保を図るもの。		
5 事業概要	遊休の高齢者福祉施設を借り上げ、新型コロナウイルス感染症患者であって、無症状者のうち、介護を要する者を療養させる施設を設ける。(通常の宿泊療養施設(ホテル)は、要介護高齢者の療養に適さないため。) ○借り上げ室数 24室 ○人員体制 (1) 医師 オンコール (2) 看護師 常駐 (3) 介護職 常駐 ※人材派遣会社を活用する。 ○宿泊療養施設の確保 65,065千円 施設運営のための環境整備 5,400千円 医療従事者の確保 205,554千円 必要な物品の購入 18,433千円 県職員の旅費 548千円 ○財源 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分)(国庫10/10)		

主 要 事 業 概 要

1 事業名	障害者宿泊療養施設確保費 (新・宮城の将来ビジョン推進事業名) (各課別歳出予算概要事業名) 感染症発生対策費		
2 当初予算額	98,000千円	3 担当課	保健福祉部疾病・感染症対策課 (TEL: 211-2632)
4 目的	新型コロナウイルス感染症陽性者のうち、軽症者であるが、入院及び宿泊療養施設での支援が困難な障害者を対象とした、派遣介護職員等による宿泊療養施設内での介護サービスの提供や、障害福祉施設を借り上げて臨時の宿泊療養施設として運用する等、患者の適切な隔離体制の整備及び障害者の良好な療養環境の確保を図るもの。		
5 事業概要	1 宿泊療養施設内での派遣介護職員等による介護サービスの提供体制の確保 27,749千円 ・ 医師・看護師・介護職員の確保に必要な人件費、旅費等 ・ 宿泊療養施設内での介護事故に備えた傷害保険等加入費用 2 障害福祉施設を借り上げて臨時の宿泊療養施設の運営に必要な経費 63,359千円 ・ 病床用居室確保 ・ 医師・看護師・介護職員の確保に必要な人件費、旅費等 ・ 食事代、施設内消毒費用等 ・ 借り上げ施設内での介護事故に備えた傷害保険等加入費用 3 県で確保する宿泊療養施設等対応に必要な衛生資材の購入等 6,892千円 宿泊療養施設を運用する上で必要な、ガウン等の衛生資材を確保する。		

主 要 事 業 概 要

1 事業名	ワクチン接種加速化推進費		
	(新・宮城の将来ビジョン推進事業名)		
	(各課別歳出予算概要事業名) 予防接種費等負担金		
2 当初予算額	2, 3 6 2, 0 0 0 千円	3 担当課	保健福祉部新型コロナワクチン接種推進室 (TEL : 211-3644)
4 目的	新型コロナウイルスワクチン大規模接種会場を設置・運営することにより、市町村が実施主体であるワクチン接種の支援を行い、接種を加速化させることにより、多くの県民に対して3回目の接種を早期に実施するもの。		
5 事業概要	1 会場設置 66,800 千円 接種会場の借り上げ等に係る経費 2 ワクチン移送管理等 34,100 千円 ワクチンの移送及び管理に係る経費 3 医療従事者確保 522,200 千円 接種会場に従事する医療従事者に係る経費 4 接種予約管理 673,400 千円 接種予約をするためのコールセンター及び予約システム運営に係る経費 5 会場運営 1,065,500 千円 接種会場の運営業務及び救護室の物品補充管理業務等に係る経費 【参考：東北大学ワクチン接種センター】 (1) 期間 令和3年12月20日(月)から当面の間 (2) 場所 ヨドバシ仙台第2ビル4階(仙台市宮城野区榴岡一丁目2番13号) (3) 一日の接種予定者数(R4.1月現在) 最大5,000人(日中3,200人 夜間1,800人)		

主 要 事 業 概 要

1 事業名	ワクチン接種支援費		
	(新・宮城の将来ビジョン推進事業名)		
	(各課別歳出予算概要事業名) 予防接種費等負担金		
2 当初予算額	1, 4 7 2, 0 0 0 千円	3 担当課	保健福祉部新型コロナワクチン接種推進室 (TEL : 211-2806)
4 目的	新型コロナウイルスワクチン接種(1・2回目及び追加(3回目)接種)を促進するため、一定回数以上の個別接種を実施する医療機関に対して奨励金の交付等を行うもの。		
5 事業概要	1 個別接種奨励金交付事業 1,365,611 千円 個別接種を実施する医療機関に対し、奨励金を交付するもの。 (1) 診療所における接種回数の底上げ 722,632 千円 (2) 接種医療機関数の増加 273,000 千円 (3) 病院における接種体制の強化 369,979 千円 2 個別接種奨励金審査等業務委託事業 7,020 千円 上記1の交付にあたり、審査業務等を委託するもの。 3 職域接種財政支援事業 42,801 千円 外部医療機関が出張して実施する職域接種であって、一定の条件に該当する場合に財政支援を行うもの。 4 時間外・休日等における医師・看護師等派遣支援事業 56,568 千円 ワクチン接種のための医療従事者の確保が困難な地域において、時間外・休日の医療機関からワクチン接種を行う集団接種会場に医療従事者を派遣した場合に財政支援を行うもの。		

主 要 事 業 概 要

1 事業名	ワクチン接種体制整備費		
	(新・宮城の将来ビジョン推進事業名)		
	(各課別歳出予算概要事業名) 予防接種費等負担金		
2 当初予算額	111,000千円	3 担当課	保健福祉部疾病・感染症対策課 保健福祉部新型コロナワクチン接種推進室 (TEL:211-2806)
4 目的	新型コロナウイルスワクチン接種(1・2回目及び追加(3回目)接種)を迅速かつ円滑に実施するための整備を行うもの。		
5 事業概要	1 専門的な相談体制の確保 ① 専門的な医療機関の設置 8,400千円 接種医・かかりつけ医からの副反応などに関する相談窓口の設置に係る経費。 ② 副反応相談コールセンターの設置 92,000千円 県民からの接種後の副反応に関する相談等を受け付けるコールセンターの設置に係る経費。 2 事務費 10,600千円 接種体制確保に係る事務経費。		

主 要 事 業 概 要

1 事 業 名	結婚応援パスポート・子育て支援パスポート普及費		
	(新・宮城の将来ビジョン推進事業名) 結婚・子育て応援パスポート事業 (各課別歳出予算概要事業名) 次世代育成支援対策事業費		
2 当初予算額	12,000千円	3 担当課	保健福祉部子育て社会推進課 (TEL: 211-2528)
4 目 的	結婚、妊娠・出産、子育てを切れ目なく応援する環境の整備を進めていくため、これまで実施してきた子育て支援パスポートの充実に加え、新婚夫婦等を対象にした結婚応援パスポートにも連携して取り組むことで、民間も含めた社会全体で結婚や子育てを応援する機運の醸成を図る。		
5 事業概要	(1) サイト構築等業務 3,500 千円 子育て支援パスポートサイトの維持・管理に加え、新規で実施する「結婚応援パスポート※」について、利用者登録や協賛店舗登録、サービス内容の検索が可能なサイトを構築する。また、結婚～妊娠（不妊）～出産～子育てまで各ステージ毎の支援情報に繋がるサイトのトップページを作成し、分かりやすい情報発信を行う。 ※結婚応援パスポート 対象：婚約中のカップル～新婚夫婦 内容：パスポート提示により、協賛店舗が独自に設定する割引やサービスが受けられる。 <pre> graph TD A([協賛店舗]) -- "パスポート提示" --> B([新婚夫婦等]) B -- "サービス提供" --> A A -- "登録申込" --> C([宮城県]) B -- "登録申込" --> C C -- "ステッカー等提供" --> A C -- "パスポート交付" --> B </pre> (2) プロモーション業務 8,500 千円 制度PRや登録店舗開拓を行うプロモーション業務を、2つのパスポートで一体的に実施する。		

主 要 事 業 概 要

1 事業名	みやぎ・どこでも授乳室プロジェクト推進費		
	(新・宮城の将来ビジョン推進事業名) みやぎ・どこでも授乳室プロジェクト推進事業 (各課別歳出予算概要事業名) 次世代育成支援対策事業費(子育て社会推進課) みやぎ・どこでも授乳室プロジェクト推進費(中小企業支援室) 木材流通対策費(林業振興課)		
2 当初予算額	11,423千円	3 担当課	保健福祉部子育て社会推進課 (TEL:211-2528) 経済商工観光部中小企業支援室 (TEL:211-2745) 水産林政部林業振興課 (TEL:211-2912)
4 目的	子ども連れでも安心して出かけやすい環境整備の一環として授乳室の設置を促進するため、県産木材を活用した置き型授乳室の製作や製品化・販売に向けた事業者支援、普及・啓発等を実施する。		
5 事業概要	1 リーフレット・ロゴマーク等の作成 440千円 【子育て社会推進課】 置き型授乳室PRのためのリーフレットやロゴマークを配したステッカーを作成し、設置を促進する。 2 市場投入支援調査・展示会出展等 5,300千円 【中小企業支援室】 置き型授乳室の製品化等に向けた事業者支援として、市場投入支援調査や専門家派遣、展示会出展等を通じ、市場ニーズの把握や製品の改良等につなげ、製品化や販売を支援する。 3 県産木材を活用した置き型授乳室試作品の製作 5,683千円 【林業振興課】 令和3年度に試作した2基の改良版を5基製作。子育て世帯の利用が多い施設にモデル設置し、置き型授乳室と県産木材のPRを図る。		

主 要 事 業 概 要

1 事業名	少子化対策支援市町村交付金		
	(新・宮城の将来ビジョン推進事業名) 少子化対策市町村支援事業		
	(各課別歳出予算概要事業名) 少子化対策事業費		
	地域少子化対策重点推進交付金事業費		
2 当初予算額	122,000千円	3 担当課	保健福祉部子育て社会推進課 (TEL:211-2528)
4 目的	市町村が地域の実状に応じて主体的に取り組む少子化対策事業について支援するもの。		
5 事業概要	1 少子化対策市町村支援事業 42,000千円 【対象事業メニュー】 (1) 妊娠・出産・子育てに関する相談体制及び情報発信の充実・強化 (2) 男性の家事・育児参加促進事業 (3) 「孤育て」解消に資する事業 (4) 産前・産後の母親等への手厚い支援事業 (5) 特定不妊治療費助成事業 (6) 子育て支援サービス等の利用者負担軽減事業【新規】 妊娠期から子育て期の保護者の負担軽減につながるサービス利用を促進するための市町村の取組を支援 (例) 健診時のタクシー代、一時預かり・ファミリーサポートセンター事業の利用料等(クーポン券配布含む)、家事育児ヘルパー派遣の利用料 等への助成 補助率: 1/2 ※ (6) 無償化する場合は2/3 2 地域少子化対策重点推進交付金事業【国庫補助】 80,000千円 (1) 地域少子化対策重点推進事業 地域全体で、妊娠・出産、子育てに優しい社会づくりを目指す機運醸成の取組等を支援 (補助率: 2/3, 1/2) (2) 結婚新生活支援事業 結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコスト(新居の家賃、引越費用等)を支援する(対象世帯: 夫婦共に39歳以下かつ世帯所得400万円未満の新婚世帯) ・都道府県主導型市町村連携コース 補助上限額: 夫婦ともに29歳以下: 60万円, 左記以外: 30万円 補助率: 2/3 ・一般コース 補助上限額: 30万円 補助率: 1/2		

主 要 事 業 概 要

1 事業名	地域子ども・子育て支援費		
	(新・宮城の将来ビジョン推進事業名) 地域子ども・子育て支援事業		
	(各課別歳出予算概要事業名) 地域子ども・子育て支援費		
2 当初予算額	2, 8 0 0, 0 0 0 千円	3 担当課	保健福祉部子育て社会推進課 (TEL: 211-2528)
4 目的	安心して子どもを生み育てることができる地域社会の実現を目指し、地域の子ども・子育て支援の充実を図るため、市町村が実施する「地域子ども・子育て支援事業（13事業）」に対し、県が補助するもの。		
5 事業概要	1 事業内容 (1) 利用者支援事業 59,263 千円 子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施するために要する費用の補助 (2) 延長保育事業 181,798 千円 保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において保育所等で引き続き保育を実施するために要する費用に対する補助 (3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 641 千円 保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具の購入や行事への参加費用等への助成に要する費用への補助 (4) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業 10,281 千円 新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援や、私学助成（幼稚園特別支援教育経費）や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配に要する費用に対する補助 (5) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） 1,633,624 千円 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、事業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等において適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るために必要な費用に対する補助 (6) 子育て短期支援事業 2,421 千円 母子家庭等が安心して子育てしながら働くことができる環境を整備するため、一定の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合、児童を児童養護施設等で預かる短期入所生活援助（ショートステイ）事業、夜間養護等（トワイライトステイ）事業を実施するために必要な費用に対する補助 (7) 乳児家庭全戸訪問事業 26,816 千円		

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うために要する費用への補助

(8) 養育支援訪問事業 19,568 千円

乳児家庭全戸訪問事業などにより把握した、保護者の養育を支援することが特に必要と判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する相談支援や育児・家事援助などを行うために要する費用への補助

(9) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 6,668 千円

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施するために要する費用に対する補助

(10) 地域子育て支援拠点事業 424,182 千円

家庭や地域における子育て機能の低下や、子育て中の親の孤独感や負担感の増大等に対応するため、地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を行うために要する費用に対する補助

(11) 一時預かり事業 336,647 千円

家庭での保育が一時的に困難となった乳幼児について、保育所、幼稚園等の場所で一時的に預かり、必要な保護を行うために要する費用への補助

(12) 病児保育事業 74,181 千円

病気の児童について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行うために必要な費用への補助

(13) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）23,839 千円

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うために必要な費用に対する補助

2 根拠法令 子ども・子育て支援法 第67条第3項

3 補助率 国1/3、県1/3、市町村1/3

※利用者支援事業のみ 国2/3、県1/6、市町村1/6

4 事業費 地域子ども・子育て支援事業費 2,799,929千円
事務費 71千円

主 要 事 業 概 要

1 事業名	若い世代への少子化対策強化費		
	(新・宮城の将来ビジョン推進事業名) 若い世代への少子化対策強化事業 (各課別歳出予算概要事業名) 結婚支援事業費		
2 当初予算額	38,000千円	3 担当課	保健福祉部子育て社会推進課 (TEL:211-2528)
4 目的	少子化の一因である未婚化・晩婚化に対応するため、結婚を希望する若い世代の出会いの機会の拡大を図ると共に、高校生・大学生向けに、妊娠・不妊・出産・子育てに対する正しい知識の普及・啓発を行うもの。		
5 事業概要	1 結婚支援事業 32,335 千円 令和3年9月から開設した「みやぎ結婚支援センター（みやマリ!）」において、AIマッチングシステムを活用したマッチング支援や結婚相談、婚活イベントの開催（オンラインイベント含む）、結婚支援ポータルサイトでの情報発信等を行い、結婚を希望する若い世代の出会いの機会増加を図る。 2 ライフプラン形成支援事業 5,465 千円 高校生・大学生を対象としたセミナーの開催や啓発冊子の配布を通じ、早い時期から妊娠・不妊・出産・子育てに対する正しい知識を身に付け、結婚や子育てに対する不安の軽減や前向きなライフプランの形成を支援する。 ※事務費 200 千円		

主 要 事 業 概 要

1 事業名	子どもの貧困対策推進費		
	(新・宮城の将来ビジョン推進事業名) 子どもの貧困対策推進事業		
	(各課別歳出予算概要事業名) 子どもの貧困対策推進費		
2 当初予算額	23,000千円	3 担当課	保健福祉部子育て社会推進課 (TEL:211-2528)
4 目的	市町村が行う子どもの貧困対策事業や「子ども食堂ネットワーク」の活動に対する支援等により、地域のニーズや資源に応じた子どもの貧困対策を推進するもの。		
5 事業概要	(1) 子どもの貧困対策市町村支援事業 2,000 千円 地域の実情に応じて市町村が行う取組（活動団体助成等）への補助経費 補助率：1／2（上限 100 万円） ※仙台市は除く (2) 子どもの貧困対策広報事業 1,500 千円 検索エンジンや SNS 上の広告を活用し、子どもの貧困対策の啓発や県の取組紹介、ふるさと納税等の制度PRを行う。 (3) 子どもの居場所づくり活動団体ネットワーク事業 8,338 千円 令和2年度に構築した「みやぎこども食堂ネットワーク」を通じて、①情報発信、②子ども食堂の立ち上げ支援・体制強化支援、③ネットワーク会議開催、④寄附物品の保管及び配送支援を行う。 (4) 地域における子どもの貧困対策モデル事業 7,193 千円 社会福祉法人、市町村社会福祉協議会等を中心に、地域の実情に応じた子どもの貧困対策事業を実施・継続していくための支援を行い、そのノウハウを研修会等で共有し、横展開を図る。 (5) 市町村担当者研修会等 469 千円 市町村子どもの貧困対策計画の策定を促進するため、担当者を対象とした研修会を開催する。 (6) 子ども食堂等支援事業 3,500 千円 子ども食堂等、子どもの貧困対策に取り組む団体に対する補助（補助率：1／2） ・子ども食堂立ち上げ支援 ・子ども食堂再開支援 ・クラウドファンディング支援（手数料補助）		

主 要 事 業 概 要

1 事業名	幼児教育無償化推進費		
	(新・宮城の将来ビジョン推進事業名) (各課別歳出予算概要事業名) 幼児教育無償化事業(私学・公益法人課) 施設型給付費負担金(子育て社会推進課) 障害児入所給付費等(障害福祉課)		
2 当初予算額	3,993,602千円	3 担当課	総務部私学・公益法人課 (TEL:211-2264) 保健福祉部子育て社会推進課 (TEL:211-2529) 保健福祉部障害福祉課 (TEL:211-2538)
4 目的	令和元年10月から実施された幼児教育の無償化に伴い、幼稚園・保育所・認定こども園等における利用料等を負担することにより、国、市町村とともに質の高い幼児教育の機会の提供を保障するもの。		
5 事業概要	1 無償化の対象者・対象範囲等 (1) 対象年齢 小学校就学前3年間(幼稚園は満3歳から)。住民税非課税世帯は0～2歳も対象。 (2) 対象範囲 ① 幼稚園、保育所、認定こども園等：標準的な利用料を無償化 ② 預かり保育：保育の必要性があると認定された場合、月額1.13万円まで利用料を無償化 ③ 認可外保育施設等：保育の必要性があると認定された場合、月額3.7万円(0～2歳は月額4.2万円)まで利用料を無償化 ④ 障害児支援に係るサービス、利用料を無償化 (3) 負担割合 国1/2、県1/4、市町村1/4、公立施設は市町村10/10 2 無償化対応事業 3,993,602千円 (1) 無償化対応利用料等負担事業 3,896,774千円 無償化に伴い、下記の各施設利用に伴う利用料等を負担する。 ① 保育所、認定こども園、幼稚園(新制度)等：施設型給付費 2,485,703千円 ② 幼稚園(新制度未移行)、幼稚園の預かり保育等： 幼児教育無償化事業 1,340,000千円 ③ 認可外保育施設事業等：認可外保育施設等無償化推進費 69,000千円 ④ 障害児通所施設、障害児入所施設：障害児入所給付費等 14,899千円 (2) 幼児教育の無償化に係る自治体事務費等 84,000千円		

主 要 事 業 概 要

1 事業名	待機児童解消推進費		
	(新・宮城の将来ビジョン推進事業名) 待機児童解消推進事業		
	(各課別歳出予算概要事業名) 待機児童解消推進費		
2 当初予算額	498,226千円	3 担当課	保健福祉部子育て社会推進課 (TEL:211-2529)
4 目的	保育所等の待機児童ゼロを目指し、市町村が行う保育所整備等に対して補助を行うほか、各種待機児童解消施策を効果的・効率的に推進し、県内における保育所等の待機児童の解消を図る。		
5 事業概要	1 事業内容 (1) 保育所等整備支援 106,684 千円 ①民間保育所整備支援に対する助成 (対象：2施設、補助率：県8/12、市町村1/12、事業者3/12) ②民間認定こども園整備支援に対する助成 (対象：1施設 補助率：県1/2、市町村1/4、事業者1/4) (2) 子育て安心プラン強化事業 19,312 千円 ① 認可保育所を目指す認可外保育施設への運営費補助 (対象：1施設、補助率：国2/4、県1/4、市町村1/4※政令市除く) ② 認可外保育施設が認可化するための調査費及び移転費補助 (対象：1施設、補助率：国2/4、県1/4、市町村1/4) ③ 医療的ケア児保育支援事業 (対象：2施設、補助率：国2/3、県1/6、市町村1/6※政令市除く) (3) 保育施設整備緊急加速化事業 372,200 千円 民間事業者による保育所及び事業所内保育施設の整備への補助 ① 沿岸部被災地復興型：沿岸部被災地における保育施設の整備への補助 (対象12施設、補助率：県3/4、事業者1/4) ② 工業団地内企業等による保育施設の整備への補助 (対象 3施設、補助率：県2/3、事業者1/3) ③ 県内における保育施設の整備への補助 (対象 8施設、補助率：県1/2、事業者1/2) (4) 事務費 30 千円		

主 要 事 業 概 要

1 事業名	ヤングケアラー支援体制整備費 (新・宮城の将来ビジョン推進事業名) (各課別歳出予算概要事業名) 次世代育成支援対策事業費		
2 当初予算額	17,000千円	3 担当課	保健福祉部子ども・家庭支援課 (TEL: 211-2531)
4 目的	ヤングケアラーは、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を抱えることで、本人の育ちや教育に影響を与えるなどの課題があることから、ヤングケアラーの実態調査を行うとともに、機関連携による支援体制の構築を図るもの。		
5 事業概要	(1) 実態調査の実施 5,415 千円 学校等を通じて、ヤングケアラーの実態調査を行う。 調査対象(予定): 小学5年生, 中学2年生, 高校2年生(仙台市立・私立学校を除く) (2) 関係機関職員研修の実施 861 千円 ヤングケアラーに気づき、支援する体制を構築するため、市町村や学校など関係機関の職員を対象とした研修会を実施する。 (3) 専門家派遣の実施 2,652 千円 市町村等に社会福祉士の資格を有する専門家(ヤングケアラー・コーディネーター)を派遣し、助言等を行う。 (4) 民間団体と連携した相談支援等の実施 8,072 千円 ヤングケアラーやその保護者を対象にした相談対応や、ヤングケアラー同士が悩みや経験を共有し合うサロン等を実施する民間団体の活動経費を助成する。		

主 要 事 業 概 要

1 事業名	乳幼児医療助成費		
	(新・宮城の将来ビジョン推進 乳幼児医療助成費 事業名)		
	(各課別歳出予算概要事業名) 乳幼児医療助成費		
2 当初予算額	1, 400, 000千円	3 担当課	保健福祉部子ども・家庭支援課 (TEL : 211-2532)
4 目的	乳幼児の医療費に係る経済的負担を軽減し、適切な受診機会を確保することにより児童の健全育成に努める。		
5 事業概要	(1) 補助内容 市町村が行う子ども医療費助成事業に要する費用及び審査・支払業務委託費について補助金を交付する。 (2) 事業主体 市町村 (3) 助成対象 〔入通院〕義務教育未就学児 (4) 所得制限限度額 老齢福祉年金に係る扶養義務者の一部停止額を準用 (5) 助成方法 現物給付方式 (6) 県補助率 1／2		

主 要 事 業 概 要

1 事 業 名	社会的養護従事者処遇改善支援費		
	(新・宮城の将来ビジョン推進事業名)		
	(各課別歳出予算概要事業名) 児童保護措置費		
2 当初予算額	6, 0 4 3 千円	3 担当課	保健福祉部子ども・家庭支援課 (T E L : 211-2531)
4 目 的	児童養護施設等の職員の処遇改善のため、施設等に対して、職員賃金を引き上げるための費用を補助するもの。		
5 事業概要	児童養護施設等の職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を前提として、職員賃金を月額9, 0 0 0円引き上げるための取組を支援するもの。 ○ 対象期間 令和4年4月～9月の賃金引き上げ分 ※令和4年10月分以降は、措置費の改定により対応する見込み ○ 対象施設等 仙台市外の児童養護施設（1か所）、児童自立生活援助事業を行う事業所（自立援助ホーム・5か所）、小規模住居型児童養育事業を行う事業所（ファミリーホーム・6か所） ○ 補助金額 対象施設等の職員（常勤換算）の賃金を1人当たり月額9, 0 0 0円引き上げるための費用 【算定式】 (月額9, 0 0 0円＋職員給与の引上げに係る法定福利費等の事業主負担分) ×職員数 ○ 財源 国庫10／10 ○ 実施スキーム  <pre> graph LR A[国] -- "補助金の交付" --> B[都道府県] B -- "補助申請" --> A B -- "補助金の交付" --> C[施設等] C -- "補助申請" --> B </pre>		

主 要 事 業 概 要

1 事業名	妊産婦総合対策費		
	(新・宮城の将来ビジョン推進事業名)		
	(各課別歳出予算概要事業名) 周産期医療対策事業費		
2 当初予算額	36,631千円	3 担当課	保健福祉部子ども・家庭支援課 (TEL: 211-2633)
4 目的	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、不安を抱える妊産婦等を支援するため、分娩前新型コロナウイルス検査を実施するとともに、感染した妊産婦に対し寄り添った支援を行うもの。		
5 事業概要	(1) 不安を抱える妊婦等への出産前新型コロナウイルス検査事業 36,200 千円 不安を抱える妊婦や基礎疾患を有する妊婦が、希望に応じて分娩前にウイルス検査を受けられる体制を整備し、ウイルス検査を実施する。 (2) 新型コロナウイルスに感染した妊産婦に対する寄り添い型支援事業 431 千円 新型コロナウイルスに感染した妊産婦が希望する場合に、保健師等が訪問や電話等により、育児等に関する助言や支援を行う。		

主 要 事 業 概 要

1 事業名	不妊検査費用助成費		
	(新・宮城の将来ビジョン推進 不妊検査費用助成事業 事業名)		
	(各課別歳出予算概要事業名) 周産期医療対策事業費		
2 当初予算額	40,000千円	3 担当課	保健福祉部子ども・家庭支援課 (TEL: 211-2633)
4 目的	不妊検査費用の一部を助成し、不妊を心配する夫婦や子どもを望む夫婦の早期の不妊検査受診を促進するもの。		
5 事業概要	1 不妊検査費用助成事業 (1) 対象者 不妊を心配する夫婦や子どもを望む夫婦で、検査開始日における妻の年齢が43歳未満である夫婦。 (2) 対象となる検査 医師が不妊症の診断のために必要と認めた検査で、検査開始日から1年以内に受けた検査。 (3) 助成金額及び助成回数 助成金額 上限2万円 助成回数 1組の夫婦につき1回限り (4) 事業主体 宮城県 2 不妊治療等に関する情報発信 ウェブサイトや各種広報媒体を活用し、不妊に関する情報を効果的に発信する。		

主 要 事 業 概 要

1 事業名	医療的ケア等体制整備推進費		
	(新・宮城の将来ビジョン推進事業名) 医療的ケア児等支援体制整備推進事業		
	(各課別歳出予算概要事業名) 障害福祉施設支援費		
2 当初予算額	46,395千円	3 担当課	保健福祉部精神保健推進室 (TEL: 211-2543)
4 目的	在宅で生活する重症心身障害児者など、医療的ケア等を必要とする障害児者やその家族（医療的ケア児等）が、身近な地域で充実した支援が受けられる体制を整備するもの。		
5 事業概要			

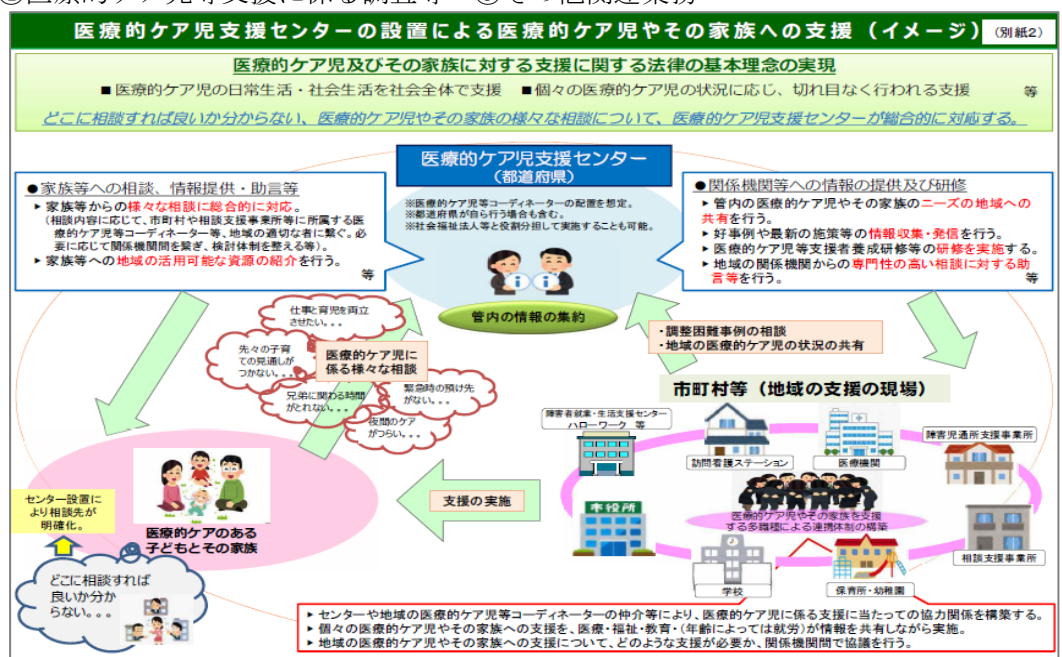
- 1 協議の場の設置 426千円
- 2 医療的ケア児等コーディネーター等養成研修事業 1,394千円
- 3 医療的ケア児支援促進モデル事業 1,660千円
- 4 医療型短期入所モデル事業 7,427千円
- 5 医療的ケア児等コーディネーター配置事業 5,270千円
- 6 医療的ケア児等相談支援センター運営事業 30,218千円【新規】

県が設置・運営（委託）し、仙台市を含む県内全域を対象とし、医療的ケア児等が適切な支援を受けることができる体制を整備するもの。

- (1) 配置職員 常 勤：医療的ケア児等コーディネーター（相談支援専門員、看護師等）
非常勤：医師、薬剤師等

(2) 業務内容

- ①専門的な相談支援 ②関係機関等への情報提供及び研修 ③関係機関との連絡調整
④医療的ケア児等支援に係る調査等 ⑤その他関連業務



主 要 事 業 概 要

1 事業名	障害福祉施設職員処遇改善支援費		
	(新・宮城の将来ビジョン推進事業名)		
	(各課別歳出予算概要事業名) 障害福祉施設支援費		
2 当初予算額	1, 1 6 9, 0 0 0 千円	3 担当課	保健福祉部障害福祉課 (TEL : 211-2558)
4 目 的	新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる障害福祉現場の最前線において勤務する障害福祉施設職員を対象とした賃金引上げへの支援を行うもの。		
5 事業概要	障害福祉職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を３％程度（月額９，０００円）引き上げるための取組を支援するもの。 ○ 対象期間 令和４年２月～９月の賃金引上げ分（以降も、賃上げ効果が継続される取組みを行う） ※令和４年１０月分以降は、臨時の報酬改定により介護報酬で対応見込み。 ○ 対象事業所 県内の障害福祉サービス事業所等 ・ 処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを取得している事業所 ・ かつ、令和４年２・３月（令和３年度中）から実際に賃上げを行っている事業（就労定着支援，自立生活援助，地域相談支援，計画相談支援，障害児相談支援を除く。） ○ 補助金額 対象障害福祉サービス事業所等の福祉・介護職員（常勤換算）１人当たり月額平均９，０００円の賃金引上げに相当する額。各事業所の総報酬×サービス別の交付率で算定。 ○ 財源 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金（国庫１０／１０） ○ 実施スキーム  <pre> graph LR A[国] -- "交付金の交付 補助率(10/10)" --> B[都道府県] B -- "交付申請" --> A B -- "支給" --> C[障害福祉サービス事業所等] C -- "交付金の申請" --> B </pre>		

主 要 事 業 概 要

1 事業名	障害者差別のない共生社会推進費		
	(新・宮城の将来ビジョン推進 障害者差別のない共生社会推進事業 事業名)		
	(各課別歳出予算概要事業名) 障害者差別のない共生社会推進事業費		
2 当初予算額	17,000千円	3 担当課	保健福祉部障害福祉課 (TEL: 211-2538)
4 目的	令和3年4月に施行された「障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条例」を契機として、障害者差別の解消に向けた普及啓発事業と情報保障に取り組むもの。		
5 事業概要	1 障害者差別解消についての普及啓発事業 【16,000千円】 障害を理由とする差別は、障害や障害者に対する理解不足が原因であると考えられることから、啓発用リーフレットによる普及啓発を行うとともに、県民や事業者が自ら差別の解消に取り組む機会の創出も並行して行う。 (1) 障害者差別等に関する理解の普及・啓発事業 県民及び事業者向けにリーフレットを活用した普及啓発を行う。 (2) 環境整備モデル事業 障害者に配慮した環境整備を行う事業者を支援し、優れた取組をモデル的な取組として県民や事業者に広く情報発信する。 (3) スマホで助け合いサービス実証事業 スマートフォン用アプリの「手助けマッチング機能」を活用し、「手助けを必要とする人」と「手助けしたい人」との相互理解を促す。 2 地域における読書バリアフリー体制強化事業 【1,000千円】 自ら情報を入手することが困難な視覚障害者を対象に、読書バリアフリー法の施行を踏まえ、地域の公立図書館と連携し、視覚障害者の利用に適した情報機器の普及とサピエ図書館（全国規模の電子図書サービス）の利用を促進する。 (1) 体験機会の創出 視覚障害者向け情報機器・サピエの利用体験、相談会を各地域で開催する。 (2) 情報発信の強化 公立図書館を対象とした視覚障害者向けサービス講習を実施する。		

主 要 事 業 概 要

1 事業名	働く障害者のための官民応援共生社会推進費		
	(新・宮城の将来ビジョン推進事業名)		
	(各課別歳出予算概要事業名)		
2 当初予算額	4, 3 0 0 千円	3 担当課	保健福祉部障害福祉課 (TEL : 211-2541)
4 目的	障害者の経済的自立と社会参加による共生社会を推進するため、県内企業等との応援体制を構築し、働く障害者への理解促進とともに受注機会の拡大を図るもの。		
5 事業概要	県内の障害者就労継続支援事業所の生産活動機会を確保するため、趣旨に賛同する県内企業及び団体等で官民応援組織を結成するもの。参加企業等から受注機会の確保及び事業所商品の販売機会の確保等への協力を得て、地域に根ざした継続的かつ安定的な受注体制の整備を図る。 <主な活動内容> ・(仮称)「みやぎの福祉的就労施設で働く障害者官民応援団」の立ち上げ ・共同受注窓口と連携し、参加企業等との具体的取組を計画的に実施 例) 軽作業等請負業務の発注への協力 事業所商品の販売機会の確保への協力(従業員向けカタログ販売、イベント時のブース出展) ・賛同企業・団体の募集・登録 ・活動報告会の開催 等		

主 要 事 業 概 要

1 事業名	船形の郷建替整備費		
	(新・宮城の将来ビジョン推進事業名)		
	(各課別歳出予算概要事業名) 船形の郷整備費		
2 当初予算額	1, 6 5 2, 7 7 8 千円	3 担当課	保健福祉部障害福祉課 (TEL : 211-2544)
4 目的	施設・設備の老朽化や入所者の高齢化・障害重度化及び啓佑学園の18歳以上の入所者の受入先確保のため、利用者の生活の質の向上と安心して生活出来る場の確保をするため建替を令和6年度の全面供用開始に向けて行うもの。		
5 事業概要			

令和4年7月に竣工を予定する居住棟C及び活動棟の改築工事とともに、とがくら園の大規模改修工事を進めるほか、各種センター等解体工事、令和5年度以降の改築・解体工事等の設計を実施するもの。

居住棟C改築・活動棟改築工事	960,678 千円
とがくら園大規模改修工事	271,219 千円
各種センター等解体工事	154,456 千円
体育館解体・農耕舎改築工事実施設計	3,856 千円
居住棟C・活動棟備品購入	134,090 千円
引越経費・事務費等	91,960 千円
法面測量・設計	36,519 千円

全体スケジュール

棟名称	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
居住棟2棟	設計	契約	改築工事	一部供用開始		新居住棟3棟完成	
居住棟、活動棟			設計	契約	改築工事	受入定員300名確保	
とがくら園				設計	契約	改修工事	全面共用開始
事務管理棟				設計	契約	改築工事	
各種建物解体	工事		工事		工事		工事
定員	220名			240名			300名

※定員には短期入所含む

主 要 事 業 概 要

1 事業名	発達障害児者総合支援費		
	(新・宮城の将来ビジョン推進事業名) 発達障害児者総合支援事業		
	(各課別歳出予算概要事業名) 発達障害者支援促進費		
2 当初予算額	122,480千円	3 担当課	保健福祉部精神保健推進室 (TEL: 211-2543)
4 目的	発達障害児者及びその家族がライフステージに応じて、身近な地域で支援を受けられる体制を整備するもの。		
5 事業概要	1 発達障害者支援センター運営事業 22,275千円 発達障害者支援センター「えくぼ」及び子ども総合センター内に設置する「県直営センター」において、圏域に配置する発達障害者地域支援マネジャー等と連携し、地域の支援者等への支援及び研修機会の提供などを通じて、支援体制の充実を図る。 2 発達障害者地域支援マネジャー配置事業 57,654千円 各圏域に専門職を発達障害者地域支援マネジャーとして配置し、市町村等の身近な支援者を支援し、圏域における支援体制を構築する。 3 障害児等療育支援事業 30,400千円 各圏域に障害児等療育支援事業所を設置し、身近な地域での相談、療育支援を実施。 4 発達障害者支援推進会議 384千円 医療、保健、福祉、教育、就労等の関係機関及び有識者による施策検討の場を設置。 5 発達障害者家族支援事業 2,880千円 家族が地域で発達障害について学び、また、家族や当事者同士の交流機会を持てる体制づくりを推進する。各圏域において、ペアレント・プログラム等の普及や先輩保護者であるペアレント・メンターを活用した家族支援、ピアサポート等の当事者会運営の支援を実施。 6 発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業 8,887千円 東北大学病院を拠点病院に位置付け、発達障害の専門医の養成や、専門的医療機関のネットワーク構築、地域のかかりつけ医を対象とした発達障害の対応力向上研修を実施。		

主 要 事 業 概 要

1 事業名	心のケアセンター運営支援費		
	(新・宮城の将来ビジョン推進事業名) 心のケアセンター運営事業		
	(各課別歳出予算概要事業名) 心のケアセンター運営費		
2 当初予算額	246,000千円	3 担当課	保健福祉部精神保健推進室 (TEL: 211-2518)
4 目的	東日本大震災による被災者の心的外傷後ストレス障害 (PTSD), うつ病, アルコール関連問題, 自死等様々な心の問題への対応とともに, 被災精神障害者の地域生活を支援するため, 心のケアの拠点となる「みやぎ心のケアセンター」を運営する。 みやぎ心のケアセンターから地域精神保健福祉活動への移行に向け, 支援者の技術向上を図りながら体制整備を行う。		
5 事業概要	「みやぎ心のケアセンター」への運営費補助を行うもの (1) 運営主体 公益社団法人宮城県精神保健福祉協会 (2) 設置場所 平成23年度に基幹センターを仙台市内に設置 平成24年度に地域センターを石巻, 気仙沼市内に設置 (3) 職員 精神科医, 心理職, 精神保健福祉士, 保健師等の専門職を配置 (4) 事業内容 ①住民支援: 切れ目のない住民支援を継続し, 心のケアに関する専門職員として, 市町及び保健所と連携しながら訪問・相談等を行う。 ②支援者支援: 人材育成の視点を含めた個別事例へのスーパーバイズ(事例検討)や同行訪問等による技術支援を継続するとともに, 市町及び保健所の地域精神保健福祉活動の移行に向けた助言・協力を行う。 ③普及啓発: 地域のメンタルヘルス向上, 重症化予防に向けた住民への普及啓発活動を市町及び保健所と連携して実施する。 (5) みやぎ心のケアセンターの業務移行のイメージ		

4 主要な計画の概要

主 要 な 計 画 一 覧

	計画の名称・概要	策定期期	計画期間	担当課室	掲載頁
1)	宮城県地域福祉支援計画（第4期） 住民主体による地域福祉を推進することを目的として策定したもの。	令和3年3月	令和3年度～ 令和7年度	社会福祉課	75
2)	宮城県再犯防止推進計画 本県における再犯防止推進の基本方針と施策の方向性を定めた計画。	令和2年3月	令和2年度～ 令和6年度	社会福祉課	75
3)	第7次宮城県地域医療計画 県民の医療に対する安心と信頼を確保し、良質な医療が適切に提供される医療提供体制の確立を目的として策定したもの。	平成30年4月	平成30年度～ 令和5年度	医療政策課	75
4)	第8期みやぎ高齢者元気プラン 高齢者福祉施策の基本的な方向性を示したもの。	令和3年3月	令和3年度～ 令和5年度	長寿社会政策課	76
5)	第2次みやぎ21健康プラン 総合的な健康づくりの指針として策定したもの。	平成25年3月	平成25年度～ 令和4年度	健康推進課	76
6)	第4期宮城県食育推進プラン 宮城の特性を生かした食育を総合的かつ計画的に推進するために策定したもの。	令和3年3月	令和3年度～ 令和7年度	健康推進課	76
7)	第3期宮城県がん対策推進計画 がん患者に対するがん医療の提供状況等を踏まえ、がん対策の総合的かつ計画的な推進を図るため策定したもの。	平成30年3月	平成30年度～ 令和5年度	健康推進課	77
8)	第2期宮城県歯と口腔の健康づくり基本計画 県民の歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定したもの。	平成30年3月	平成30年度～ 令和5年度	健康推進課	77
9)	宮城県循環器病対策推進計画 循環器病対策の方向性を示し、更に推進するために策定したもの。	令和4年3月	令和4年度～ 令和5年度	健康推進課	77
10)	感染症の予防のための施策の実施に関する計画（宮城県感染症予防計画） 感染症の予防のための施策の実施に関する計画を定めるため策定したもの。	令和元年5月	令和元年度～ 令和5年度	疾病・感染症対策課	77
11)	宮城県新型インフルエンザ等対策行動計画 新型インフルエンザ等の発生予防やまん延防止などに係る各種対策を講じることを目的に策定したもの。	平成26年3月	—	疾病・感染症対策課	78
12)	みやぎ子ども・子育て幸福計画（令和2年度～令和6年度） 次世代育成支援対策及び少子化対策を推進するための計画	令和2年3月	令和2年度～ 令和6年度	子育て社会推進課	78
13)	宮城県子どもの貧困対策計画 子どもの貧困対策を総合的に推進するための計画	令和3年3月	令和3～ 令和7年度	子育て社会推進課	78
14)	配偶者からの暴力の防止及び被害者の支援等に関する基本計画（第6次） 配偶者からの暴力等（DV）の防止に努め、被害者の自立支援を促進するために策定したもの。	令和3年3月	令和3～ 令和7年度	子ども・家庭支援課	79
15)	第Ⅳ期新宮城県ひとり親家庭自立促進計画 ひとり親が安心して子育てできる環境づくりを推進し、ひとり親家庭及び寡婦の生活の安定と自立促進を図るために策定したもの。	令和2年3月	令和2年度～ 令和6年度	子ども・家庭支援課	79
16)	宮城県社会的養育推進計画 要保護児童の保護、養育、自立支援、権利擁護など社会的養育施策の推進を図ることを目的とした計画	令和2年3月	令和2年度～ 令和11年度	子ども・家庭支援課	79
17)	みやぎ障害者プラン 本県の障害者施策を進めていくための指針となる計画	平成30年3月	平成30年度～ 令和5年度	障害福祉課	80
18)	宮城県障害福祉計画（第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画） 障害福祉サービスや障害児通所支援等の提供体制の確保に関する計画	令和3年3月	令和3年度～ 令和5年度	障害福祉課	80
19)	第四期宮城県工賃向上支援計画 本県の就労継続支援事業所における工賃向上支援の方向性と具体的な取組を示すもの。	令和3年	令和3年度～ 令和5年度	障害福祉課	81
20)	宮城県自死対策計画 本県の総合的な自死対策の方向性と具体的な取組を示すもの。	平成30年12月	平成30年度～ 令和8年度	精神保健推進室	81
21)	宮城県アルコール健康障害対策推進計画 本県の総合的なアルコール健康障害対策の方向性と具体的な取組を示すもの。	平成31年3月	令和元年度～ 令和5年度	精神保健推進室	82
22)	宮城県薬物乱用対策推進計画（第5期） 本県における薬物乱用対策の総合的な目標と施策の方向性を定めた計画。	平成31年3月	令和元年度～ 令和5年度	薬務課	82

計 画 の 名 称	宮城県地域福祉支援計画（第４期）		
趣 旨	地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共につくっていく「地域共生社会の実現」を推進		
基 本 理 念	すべての県民が共に支え合い、安心していきいきと暮らせる地域共生社会の形成		
具体的な取組	1 地域共生社会実現のための体制整備 2 地域福祉活動の推進 3 地域福祉活動を担う多様な担い手づくり 4 福祉サービスの質の向上 5 災害や感染症への対応 6 東日本大震災の被災者支援		
計 画 期 間	R3 年度～ R7 年度	掲 載 U R L	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syahuku/
担 当 課 室	社会福祉課	電 話	022-211-2519

計 画 の 名 称	宮城県再犯防止推進計画		
趣 旨	犯罪をした者等が社会において孤立することなく、社会を構成する一員として復帰し地域に定着できるように支援し再犯を防止するとともに、県民が犯罪被害を受けることなく安全で安心して暮らせる社会の実現を目指すもの		
基 本 理 念	1 地域の状況や社会情勢等に応じ、効果的な支援の実施 2 再犯防止等に関する取組への県民の理解と関心の醸成 3 国及び市町村、民間団体等との緊密な連携		
具体的な取組	1 就労の確保に関する支援 2 住居の確保に関する支援 3 福祉サービスの提供による支援 4 薬物依存を有する者への支援 5 犯罪をした者等の特性に応じた再犯等の防止策に関する支援 6 非行少年等に対する改善更生、非行防止等に関する支援 7 国及び市町村、民間団体等との連携による支援		
計 画 期 間	R2 年度～ R6 年度	掲 載 U R L	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syahuku/
担 当 課 室	社会福祉課	電 話	022-211-2516

計 画 の 名 称	第７次宮城県地域医療計画		
趣 旨	医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づく、県における医療提供体制の確保を図るための計画として、また、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 9 条第 1 項の規定に基づく、県における医療費適正化を推進するための計画として策定。		
基 本 理 念	・県民の医療に対する安心と信頼の確保 ・良質な医療が適切に提供される医療提供体制の確立		
具体的な取組	○医療機能の分担・連携と集約化の促進 ○がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患の 5 疾病に係る医療機関の機能分担・連携体制の整備 ○救急・災害・へき地・周産期・小児・在宅医療等の各種体制の整備 ○医療費適正化の推進（第 3 期宮城県医療費適正化計画）		
計 画 期 間	H30 年度～ R5 年度	掲 載 U R L	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/iryou/
担 当 課 室	医療政策課	電 話	022-211-2618

計 画 の 名 称	第 8 期みやぎ高齢者元気プラン		
趣 旨	老人福祉法第 20 条の 9 に規定する高齢者福祉計画及び介護保険法第 118 条に規定する介護保険事業支援計画を一体的に定め、高齢者福祉施策の基本的な方向性を示したものの。		
基 本 理 念	高齢者が、今まで暮らしてきた家庭や地域の中で、自立と社会参加が保障され、みんなで支え合いながら、安心して生活できる社会を目指します。		
具体的な取組	1 団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）に向け、地域包括ケアシステムの充実・推進 2 フレイル高齢者や要支援認定者の自立支援・重度化予防の推進 3 新型コロナウイルス感染症対策の推進 4 認知症への正しい理解の促進と本人発信の支援 5 介護人材の確保・養成・定着の促進 6 介護保険サービスの提供基盤整備の推進 7 介護給付適正化の推進（第5期宮城県介護給付適正化取組方針）等		
計 画 期 間	R3 年度～ R5 年度	掲 載 U R L	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/chouju/pla n-pub-8kiresult.html
担 当 課 室	長寿社会政策課	電 話	022-211-2536

計 画 の 名 称	第 2 次みやぎ 2 1 健康プラン		
趣 旨	健康増進法に規定する県の健康増進計画として、本県の健康課題に焦点を絞った総合的な健康づくりを推進するため策定したもの		
基 本 理 念	県民一人ひとりが生きがいを持ち、充実した人生を健やかに安心して暮らせる健康みやぎの実現		
具体的な取組	1 重点的に取組む 3 分野 ①栄養・食生活（アルコールを含む）、②身体活動・運動、③たばこ 2 スマートみやぎプロジェクト事業等 健康づくりサポート拠点整備等健康づくり実践の環境整備等		
計 画 期 間	H25 年度～ R4 年度	掲 載 U R L	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kensui/dai2ji-kenkouplan.html
担 当 課 室	健康推進課	電 話	022-211-2624

計 画 の 名 称	第 4 期宮城県食育推進プラン		
趣 旨	食育基本法に規定する県の食育推進計画として、宮城の特性を生かした食育を総合的かつ計画的に推進するため策定		
基 本 理 念	・県民一人一人が、食を生きる上での基本としてとらえ、健全な食生活と心身の健康増進を目指します。 ・多彩で豊富な宮城の食材の理解と食文化の継承を通して、豊かな人間形成を目指します。		
具体的な取組	1 みやぎの食育推進事業 ・みやぎ食育表彰の実施や「みやぎの食育通信」等による普及啓発、地域の食育推進事業の実施 2 みやぎの食育連携事業 ・みやぎ食育コーディネーターの育成研修会及び活動支援等		
計 画 期 間	R3 年度～ R7 年度	掲 載 U R L	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kensui/s hokuiku4kiplan-main.html
担 当 課 室	健康推進課	電 話	022-211-2637

計 画 の 名 称	第3期宮城県がん対策推進計画		
趣 旨	がん患者に対するがん医療の提供状況等を踏まえ、がん対策の総合的かつ計画的な推進を図るため策定したもの。		
基 本 理 念	—		
具 体 的 な 取 組	1 科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実 2 患者本位のがん医療の実現 3 尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築 4 これらを支える基盤の整備		
計 画 期 間	H30年度～ R5年度	掲 載 U R L	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kensui/keikakutop.html
担 当 課 室	健康推進課	電 話	022-211-2638

計 画 の 名 称	第2期宮城県歯と口腔の健康づくり基本計画		
趣 旨	宮城県歯と口腔の健康づくり推進条例に規定する基本的な計画として、県民の歯と口腔の健康づくりを推進するため策定したもの		
基 本 理 念	—		
具 体 的 な 取 組	1 乳幼児期及び学童期・思春期の歯科口腔保健対策の重点化 2 歯周病予防対策の強化 3 要介護者、障害児・者への歯科口腔保健対策の充実 4 施策の展開による連携づくりの推進		
計 画 期 間	H30年度～ R5年度	掲 載 U R L	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kensui/sikahoken.html
担 当 課 室	健康推進課	電 話	022-211-2623

計 画 の 名 称	宮城県循環器病対策推進計画		
趣 旨	県の循環器病対策の基本的な方向性を示し、循環器病に関わる施策を更に推進するために策定したもの		
基 本 理 念	—		
具 体 的 な 取 組	1 循環器病の予防や正しい知識の普及啓発 2 保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実		
計 画 期 間	R4年度～ R5年度	掲 載 U R L	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kensui/junkanki3.html
担 当 課 室	健康推進課	電 話	022-211-2624

計 画 の 名 称	感染症の予防のための施策の実施に関する計画（宮城県感染症予防計画）		
趣 旨	感染症の予防のための施策の実施に関する計画を定めるため策定		
基 本 理 念	—		
具 体 的 な 取 組	1 事前対応型行政の構築 2 県民個人個人に対する感染症の予防及び治療に重点を置いた対策 3 人権の尊重 4 健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応 5 正しい知識の普及と情報の提供		
計 画 期 間	R元年度～ R5年度	掲 載 U R L	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/situkan/yoboukeikaku.html
担 当 課 室	疾病・感染症対策課	電 話	022-211-2632

計 画 の 名 称	宮城県新型インフルエンザ等対策行動計画		
趣 旨	新型インフルエンザ等対策特別措置法第7条に基づく都道府県行動計画として策定		
基 本 理 念	—		
具体的な取組	次の2点を主たる目的として対策を講じていく。 1 感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護する 2 県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小となるようにする		
計 画 期 間	H26年度～	掲 載 U R L	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/situkan/influenza.html
担 当 課 室	疾病・感染症対策課	電 話	022-211-2632

計 画 の 名 称	みやぎ子ども・子育て幸福計画（令和2年度～令和6年度）		
趣 旨	みやぎの将来を担う子どもの健全な育成と、子どもを生み育てやすい地域社会づくりを総合的に推進するため、次世代育成支援対策推進法第9条第1項、子ども・子育て支援法第62条第1項及びみやぎ子ども・子育て県民条例第24条第1項に基づき、子ども・子育て支援対策について定めるもの。		
基 本 理 念	誰もが安心して子どもを産み育て、すべての子どもが愛情に包まれ心身ともに健やかに成長できる社会づくりを目指す。		
具体的な取組	①社会全体で子ども・子育てが大切にされる環境づくり、②教育・保育の確保と充実、③子どもの成長を支える教育の推進、④安心して子どもを生み育てるための保健・医療の充実、⑤支援を必要とする子どもや家庭への対応、⑥仕事と家庭生活の両立と結婚支援の推進、⑦子どもが安全で安心して暮らせる環境の整備、⑧東日本被災により影響を受けた子どもへの支援		
計 画 期 間	R2年度～ R6年度	掲 載 U R L	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kosodate/kodomo-kosodate-plan2.html
担 当 課 室	子育て社会推進課	電 話	022-211-2528

計 画 の 名 称	宮城県子どもの貧困対策計画		
趣 旨	子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に基づき、子供の貧困対策に関する大綱を勘案の上、本県が実施する子どもの貧困対策について定めるもの。		
基 本 理 念	みやぎの子どもたちが、生まれ育った環境によって左右されず、現在から将来にわたり、夢と希望を持って健やかに成長していくことができる地域社会の実現を目指す。		
具体的な取組	①教育の支援、②生活の安定に資するための支援、③保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、④経済的支援		
計 画 期 間	R3年度～ R7年度	掲 載 U R L	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kosodate/kodomohinkon-plan2.html
担 当 課 室	子育て社会推進課	電 話	022-211-2528

計 画 の 名 称	配偶者からの暴力の防止及び被害者の支援等に関する基本計画（第6次計画）		
趣 旨	子どもへの影響を含め、深刻化する配偶者からの暴力等（DV）の被害の現状に鑑み、県・市町村・関係機関及び地域社会が連携して、DVの防止に努め、被害者の自立支援を促進するために策定したもの。		
基 本 理 念	①被害者の人権の擁護と男女が共に理解し合える社会の実現 ②配偶者からの暴力等を容認しない社会の実現		
具 体 的 な 取 組	1 被害者等の相談・保護体制の充実 2 被害者等の自立に向けた支援 3 DV家庭に育つ子どもの安全・安心を確保する支援 4 民間支援団体との連携・協働 5 暴力を許さない社会の形成		
計 画 期 間	R3 年度～ R7 年度	掲 載 U R L	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kodomo/kihonkeikaku.html
担 当 課 室	子ども・家庭支援課	電 話	022-211-2633

計 画 の 名 称	第Ⅳ期新宮城県ひとり親家庭自立促進計画		
趣 旨	ひとり親家庭の子どもがいきいきと健やかに成長できるよう、県・市町村・関係機関及び地域社会が連携して、ひとり親が安心して子育てできる環境づくりを推進し、ひとり親家庭及び寡婦の生活の安定と自立促進を図るために策定するもの。		
基 本 理 念	ひとり親家庭及び寡婦が安定した生活を送り、安心して子育てができることにより、子どもたちがいきいきと健やかに育成される地域社会の実現		
具 体 的 な 取 組	1 相談機能の充実 2 子育てや生活の支援 3 就業支援 4 養育費の確保 5 自立へ向けての経済的支援 6 人権尊重の社会づくり		
計 画 期 間	R2 年度～ R6 年度	掲 載 U R L	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kodomo/hi torioyakeikaku.html
担 当 課 室	子ども・家庭支援課	電 話	022-211-2532

計 画 の 名 称	宮城県社会的養育推進計画		
趣 旨	保護者がいない子ども、児童虐待を受けた子どもなど、要保護児童の保護、養育、自立支援、権利擁護など社会的養育施策の充実・強化を図ることを目的として策定するもの。		
基 本 理 念	「子どもの権利保障」及び「家庭養育優先の原則」		
具 体 的 な 取 組	1 当事者である子どもの権利擁護の取組、2 市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組、3 里親等への委託の推進に向けた取組、4 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組、5 施設の小規模化かつ地域分散化、高機能化及び多機能化、機能転換に向けた取組、6 一時保護改革に向けた取組、7 社会的養護自立支援の推進に向けた取組、8 児童相談所の強化等に向けた取組		
計 画 期 間	R2 年度～ R11 年度	掲 載 U R L	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kodomo/syakaitekiyouiku.html
担 当 課 室	子ども・家庭支援課	電 話	022-211-2531

計 画 の 名 称	みやぎ障害者プラン		
趣 旨	障害者基本法第11条第2項に定める、障害者のための施策に関する基本的な計画であるとともに、「宮城の将来ビジョン」及び「宮城県震災復興計画」に掲げられた政策の方向性等を実施するための個別計画として策定するもの。		
基 本 理 念	だれもが生きがいを実感しながら、共に充実した生活を安心して送ることができる地域社会づくり		
具 体 的 な 取 組	【施策体系】・共に生活するために ・いきいきと生活するために ・安心して生活するために		
計 画 期 間	H30 年度～ R5 年度	掲 載 U R L	https://www.pref.miyagi.jp/site/syoufuku-top/miyagi-dpw-plan2018.html
担 当 課 室	障害福祉課	電 話	022-211-2538

計 画 の 名 称	宮城県障害福祉計画（第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画）		
趣 旨	障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、障害福祉サービスや障害児通所支援等の提供体制の確保に関する計画として策定するもの。		
基 本 理 念	（1）障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援，（2）市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等，（3）入所等から地域生活への移行，地域生活の継続の支援，就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備，（4）地域共生社会の実現に向けた取り組み，（5）障害児の健やかな育成のための発達支援，（6）障害福祉人材の確保，（7）障害者の社会参加を支える取り組み		
具 体 的 な 取 組	・ 障害のある人に対するサービス等の提供体制の確保 ・ 障害福祉サービス等の質の向上 ・ 地域生活支援事業の実施		
計 画 期 間	R3 年度～ R5 年度	掲 載 U R L	https://www.pref.miyagi.jp/site/syoufuku-top/dpwplan-vol6.html
担 当 課 室	障害福祉課	電 話	022-211-2538

計 画 の 名 称	第四期宮城県工賃向上支援計画		
趣 旨	一般就労が困難で福祉的就労を行う障害のある人にとって、就労継続支援事業所等での工賃水準の向上が重要であることから、市町村等と連携しながら、継続的な工賃水準の引き上げに向けた取組を進め、新たに策定された国の指針等を踏まえて、本計画を策定。		
基 本 理 念	障害のある人でも自らの個性や能力を活かしながら、自分らしく生きがいを持って生活できる社会を目指す。(みやぎ障害者プラン第2章第3節3)		
具 体 的 な 取 組	(1) 工賃水準の上昇に向けた相談体制の整備、経営コンサルタント等の派遣 (2) 事業所職員の意識改革やスキルアップを目的とした研修会等の開催 (3) 共同受注の促進と組織の支援 (4) BPOを活用した工賃倍増プロジェクト (5) 行政機関等からの発注の促進 (6) コロナ禍・ポストコロナにも対応したICTの活用・デジタル関連分野への進出支援 (7) 農福連携の推進 (8) 市町村及び企業との連携等による支援 (9) 事業所指導における助言・支援等の積極的な関与 (10) PR活動等の展開による支援		
計 画 期 間	R3 年度～ R5 年度	掲 載 U R L	https://www.pref.miyagi.jp/site/syoufuku-top/koutinkozoyo.html
担 当 課 室	障害福祉課	電 話	022-211-2541

計 画 の 名 称	宮城県自死対策計画		
趣 旨	本県の総合的な自死対策の方向性と具体的な取組を示すもの。		
基 本 理 念	1 非常事態はいまだ続いている 2 自死の多くが追い込まれた末の死である 3 自死の多くは防ぐことができる社会的問題である 4 地域課題に応じた実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する		
具 体 的 な 取 組	(重点施策) (1) 東日本大震災の被災者への自死対策を推進する (2) 健康問題による自死対策を推進する (3) 勤務・経営問題による自死対策を推進する (4) 高齢者の自死対策を推進する (5) 経済的・社会的困窮による自死対策を推進する (6) 子ども・若者の自死対策を推進する		
計 画 期 間	H30 年度～ R8 年度	掲 載 U R L	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/seihosui/miyagi-scplan.html
担 当 課 室	精神保健推進室	電 話	022-211-2518

計 画 の 名 称	宮城県アルコール健康障害対策推進計画		
趣 旨	総合的なアルコール健康障害対策の方向性と具体的な取組を示すもの。		
基 本 理 念	1 アルコール健康障害の発生、進行、再発の各段階に応じた防止対策の実施と当事者・その家族の円滑な生活の営みを支援 2 アルコール健康障害に関連して生じる、飲酒運転、暴力、虐待、自死等に関する施策との有機的な連携		
具 体 的 な 取 組	・発生予防（教育の振興・普及啓発活動等、不適切な飲酒の防止） ・進行予防（健康診断と保健指導、相談支援（本人・家族等）、飲酒運転等のハイリスク者に対する指導等、医療の充実と連携） ・再発予防（社会復帰支援、民間団体の活動支援） ・基盤整備（相談及び治療等の拠点の整備、人材育成・確保）		
計 画 期 間	R1 年度～ R5 年度	掲 載 U R L	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/seihosui/alcohol-plan.html
担 当 課 室	精神保健推進室	電 話	022-211-2518

計 画 の 名 称	宮城県薬物乱用対策推進計画（第5期）		
趣 旨	行政機関だけでなく、県民、事業者、民間団体等が一体となって、薬物乱用対策を推進していくための基本的な方向性を示した指針。		
基 本 理 念	「薬物乱用のないみやぎ」を目指し、総合的かつ明確な目標を定め、薬物乱用対策を推進する。		
具 体 的 な 取 組	「啓発強化と薬物乱用未然防止の推進」、「薬物乱用者及びその家族への支援充実による再乱用対策の推進」、「指導取締り・水際対策の徹底」の3つの基本目標を掲げ、関係機関が連携して各施策に取り組む。		
計 画 期 間	R1 年度～ R5 年度	掲 載 U R L	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/yakumu/yakurantaishaku.html
担 当 課 室	薬務課	電 話	022-211-2653

5 指定管理施設の概要

指定管理施設一覧

令和4年4月1日現在

	施設の名称	位置	施設数	指定管理者	所管課（室）	指定期間	掲載頁
1	宮城県介護研修センター	大崎市	1	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	長寿社会政策課	R2.4～R6.3 (4年)	85
2	宮城県さくらハイツ	仙台市	1	社会福祉法人宮城県福祉事業協会	子ども・家庭支援課	R3.4～R8.3 (5年)	85
3	宮城県コスモスハウス	仙台市	1	社会福祉法人宮城県福祉事業協会	子ども・家庭支援課	R3.4～R8.3 (5年)	85
4	宮城県母子・父子福祉センター	仙台市	1	公益財団法人宮城県母子福祉連合会	子ども・家庭支援課	R2.4～R7.3 (5年)	85
5	宮城県障害者福祉センター	仙台市	1	社会福祉法人宮城県障がい者福祉協会	障害福祉課	H31.4～R6.3 (5年)	86
6	宮城県障害者総合体育センター	仙台市	1	社会福祉法人宮城県障がい者福祉協会	障害福祉課	H31.4～R6.3 (5年)	86
7	宮城県視覚障害者情報センター	仙台市	1	公益財団法人宮城県視覚障害者福祉協会	障害福祉課	H31.4～R6.3 (5年)	86
8	宮城県啓佑学園	仙台市	1	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	障害福祉課	R3.4～R8.3 (5年)	86
9	宮城県船形の郷	黒川郡大和町	1	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	障害福祉課	R3.4～R6.3 (3年)	87
10	宮城県第二啓佑学園	仙台市	1	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	障害福祉課	R3.4～R8.3 (5年)	87
11	宮城県七ツ森希望の家	黒川郡大和町	1	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	障害福祉課	R3.4～R8.3 (5年)	87
12	宮城県援護寮	大崎市	1	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	障害福祉課	R4.4～R9.3 (5年)	87

施 設 名	宮城県介護研修センター				
所 在 地	大崎市鹿島台平渡字上敷 19-7	連 絡 先	0229-56-9608		
U R L	http://www.miyagi-sfk.net/kkc/				
指定管理者	社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会		指 定 期 間	R2.4～R6.3（4年）	
施設の目的	高齢社会に向けて県民の皆様がお互いに支えあい、共に暮すため、介護講座等の開催を通じて社会福祉従事者、在宅介護者等への介護知識・技術の普及を図るとともに、介護機器の展示・相談体制を整備し、介護機器の普及を図るための拠点施設として機能の充実、強化を図ることを目的とする。				
担 当 課 室	長寿社会政策課	担 当 班	企画推進班	電 話	022-211-2536

施 設 名	宮城県さくらハイツ			
所 在 地	仙台市	連 絡 先	—	
U R L	—			
指定管理者	社会福祉法人 宮城県福祉事業協会	指 定 期 間	R3.4～R8.3（5年）	
施設の目的	「児童福祉法」第7条第1項に規定する母子生活支援施設で、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその女子の監護すべき児童を入所させて保護するとともに、生活を支援することによりその自立を促進し、あわせて退所した女子について相談その他の援助を行う施設。			
担 当 課 室	子ども・家庭支援課	担 当 班	家庭生活支援班	電 話 022-211-2633

施 設 名	宮城県コスモスハウス				
所 在 地	仙台市		連 絡 先	－	
U R L	－				
指定管理者	社会福祉法人 宮城県福祉事業協会		指 定 期 間	R3.4～R8.3（5年）	
施設の目的	「売春防止法」第36条に規定する婦人保護施設で、性行又は環境に照らして売春を行うおそれのある女子を保護し、及び配偶者からの暴力を受けた者等を保護する施設。				
担 当 課 室	子ども・家庭支援課	担 当 班	家庭生活支援班	電 話	022-211-2633

施 設 名	宮城県母子・父子福祉センター				
所 在 地	仙台市宮城野区安養寺 3 丁目 7 － 3		連 絡 先	022-295-0013	
U R L	http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kodomo/boshifushisenta.html				
指定管理者	公益財団法人 宮城県母子福祉連合会		指 定 期 間	R2.4～R7.3（5年）	
施設の目的	「母子及び父子並びに寡婦福祉法」第 39 条に基づき、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対して、各種相談、生活指導など母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉のための便宜を総合的に供与することを目的とする施設。				
担 当 課 室	子ども・家庭支援課	担 当 班	助成支援班	電 話	022-211-2532

施 設 名	宮城県障害者福祉センター				
所 在 地	仙台市宮城野区幸町 4 丁目 6 － 2	連 絡 先	022-291-1585		
U R L	https://miyasyoufuku.com/				
指 定 管 理 者	社会福祉法人宮城県障がい者福祉協会	指 定 期 間	H31.4～R6.3（5年）		
施設の目的	障害者の各種相談に応じ、必要な助言並びに関係各機関への連絡など、障害者に対して必要な便宜を供与するとともに、障害者の福祉に関する研修及びボランティア養成等を行い、障害者の総合的な福祉の増進を図る。				
担 当 課 室	障害福祉課	担 当 班	地域生活支援班	電 話	022-211-2541

施 設 名	宮城県障害者総合体育センター			
所 在 地	仙台市宮城野区幸町 4 丁目 6 － 1	連 絡 先	022-295-6550	
U R L	https://miyasyotai.com/			
指定管理者	社会福祉法人宮城県障がい者福祉協会	指 定 期 間	H31.4～R6.3（5年）	
施設の目的	障害者のスポーツ振興及び普及を図り、もって障害者の心身の健全な発達並びに自立及び社会参加の促進に資する。			
担 当 課 室	障害福祉課	担 当 班	地域生活支援班	電 話 022-211-2541

施 設 名	宮城県視覚障害者情報センター				
所 在 地	仙台市青葉区上杉六丁目 5 番 1 号		連 絡 先	022-234-4047	
U R L	http://www.miyagi-sikaku.org/				
指 定 管 理 者	公益財団法人宮城県視覚障害者福祉協会		指 定 期 間	H31.4～R6.3（5年）	
施 設 の 目 的	視覚障害のある方への点字・録音刊行物の製作，最新情報の提供や日常生活における各種の相談及び奉仕員の養成等を行うことにより，視覚障害者の福祉の増進を図る。				
担 当 課 室	障害福祉課	担 当 班	地域生活支援班	電 話	022-211-2541

施 設 名	宮城県啓佑学園				
所 在 地	仙台市泉区南中山五丁目2番1号		連 絡 先	022-379-5001	
U R L	http://www.miyagi-sfk.net/chuo/				
指定管理者	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会		指 定 期 間	R3.4～R8.3（5年）	
施設の目的	障害児を入所させて、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能を付与する。				
担 当 課 室	障害福祉課	担 当 班	施設支援班	電 話	022-211-2544

施 設 名	宮城県船形の郷				
所 在 地	黒川郡大和町吉田字上童子沢 2 1		連 絡 先	022-345-3282	
U R L	http://www.miyagi-sfk.net/colo/				
指 定 管 理 者	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会		指 定 期 間	R3.4～R6.3（3年）	
施 設 の 目 的	施設に入所した障害者に対し，入浴，排せつ及び食事の介護，創作活動又は生産活動の機会の提供，その他の障害福祉サービスを提供する。				
担 当 課 室	障害福祉課	担 当 班	施設支援班	電 話	022-211-2544

施 設 名	宮城県第二啓佑学園				
所 在 地	仙台市泉区南中山五丁目 2 番 1 号		連 絡 先	022-379-5001	
U R L	http://www.miyagi-sfk.net/chuo/				
指 定 管 理 者	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会		指 定 期 間	R3.4～R8.3（5年）	
施 設 の 目 的	施設に入所した障害者に対し，入浴，排せつ及び食事の介護，創作活動又は生産活動の機会の提供，その他の障害福祉サービスを提供する。				
担 当 課 室	障害福祉課	担 当 班	施設支援班	電 話	022-211-2544

施 設 名	宮城県七ツ森希望の家				
所 在 地	黒川郡大和町吉田字上童子沢 2 1	連 絡 先	022-345-3701		
U R L	http://www.miyagi-sfk.net/senk/				
指 定 管 理 者	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	指 定 期 間	R3.4～R8.3（5年）		
施 設 の 目 的	在宅心身障害者及び介護者の保養並びに介護者の療育に対する支援を行うとともに、在宅心身障害者の緊急一時保護を行う。				
担 当 課 室	障害福祉課	担 当 班	施設支援班	電 話	022-211-2544

施 設 名	宮城県援護寮				
所 在 地	大崎市古川旭五丁目 7 番 2 1 号	連 絡 先	0229-23-1513		
U R L	http://www.miyagi-sfk.net/kenp/				
指 定 管 理 者	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会		指 定 期 間	R4.4～R9.3（5年）	
施 設 の 目 的	自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一定期間にわたり、生活能力の向上のために必要な訓練及び支援を行う。				
担 当 課 室	障害福祉課	担 当 班	施設支援班	電 話	022-211-2544

6 附属機関の概要

保 健 福 祉 部 附 属 機 関 一 覧

	附 属 機 関 の 名 称	設置年度	所 管 課 室	掲載頁
1	宮城県社会福祉審議会	昭和26年度	保健福祉総務課	91
2	宮城県福祉サービス第三者評価事業推進委員会	平成21年度	社会福祉課	91
3	宮城県医療審議会	昭和23年度	医療政策課	91
4	地方独立行政法人宮城県立こども病院評価委員会	平成17年度	医療政策課	91
5	宮城県衛生検査所精度管理専門委員会	平成17年度	医療政策課	91
6	宮城県救急医療協議会	平成17年度	医療政策課	92
7	地方独立行政法人宮城県立病院機構評価委員会	平成22年度	医療政策課	92
8	宮城県周産期医療協議会	平成26年度	医療政策課	92
9	宮城県小児医療協議会	平成26年度	医療政策課	92
10	宮城県地域医療介護総合確保推進委員会	平成27年度	医療政策課	92
11	宮城県准看護師試験委員	昭和26年度	医療人材対策室	93
12	宮城県地域医療対策協議会	令和元年度	医療人材対策室	93
13	宮城県介護保険審査会	平成11年度	長寿社会政策課	93
14	みやぎ高齢者元気プラン推進委員会	平成17年度	長寿社会政策課	93
15	宮城県福祉有償運送運営協議会	平成18年度	長寿社会政策課	93
16	宮城県介護予防に関する事業評価・市町村支援委員会	平成18年度	長寿社会政策課	94
17	宮城県高齢者権利擁護推進委員会	平成20年度	長寿社会政策課	94
18	宮城県生活習慣病検診管理指導協議会	平成17年度	健康推進課	94
19	宮城県歯科保健推進協議会	平成17年度	健康推進課	94
20	みやぎ21健康プラン推進協議会	平成17年度	健康推進課	94
21	宮城県食育推進会議	平成18年度	健康推進課	95
22	宮城県がん対策推進協議会	平成19年度	健康推進課	95
23	宮城県がん登録情報利用等審議会	平成28年度	健康推進課	95
24	宮城県感染症診査協議会	平成11年度	疾病・感染症対策課	95
25	宮城県感染症対策委員会	平成17年度	疾病・感染症対策課	95
26	宮城県指定難病等及び遷延性意識障害対策協議会	平成17年度	疾病・感染症対策課	96

	附 属 機 関 の 名 称	設置年度	所 管 課 室	掲載頁
27	宮城県肝炎対策協議会	平成19年度	疾病・感染症対策課	96
28	宮城県慢性疾病児童等地域支援協議会	平成27年度	疾病・感染症対策課	96
29	宮城県次世代育成支援対策地域協議会	平成17年度	子育て社会推進課	96
30	宮城県子ども・子育て会議	平成25年度	子育て社会推進課	96
31	宮城県幼保連携型認定こども園審議会	平成27年度	子育て社会推進課	97
32	宮城県障害者施策推進協議会	昭和47年度	障害福祉課	97
33	宮城県障害を理由とする差別の解消のための調整委員会	令和3年度	障害福祉課	97
34	宮城県リハビリテーション協議会	平成17年度	障害福祉課	97
35	宮城県障害者介護給付費等不服審査会	平成18年度	障害福祉課	97
36	宮城県障害児通所給付費等不服審査会	平成24年度	障害福祉課	98
37	宮城県精神医療審査会	昭和63年度	精神保健推進室	98
38	宮城県精神保健福祉審議会	平成18年度	精神保健推進室	98
39	宮城県自然環境保全審議会温泉部会	昭和23年度	薬務課	98
40	宮城県麻薬中毒審査会	昭和28年度	薬務課	98
41	宮城県薬事審議会	昭和38年度	薬務課	99
42	宮城県献血推進協議会	平成18年度	薬務課	99
43	宮城県指定薬物審査会	平成27年度	薬務課	99
44	宮城県国民健康保険審査会	昭和37年度	国保医療課	99
45	宮城県後期高齢者医療審査会	平成20年度	国保医療課	100
46	宮城県国民健康保険運営協議会	平成29年度	国保医療課	100

附属機関の名称		宮城県社会福祉審議会			設置年度	昭和26年度	
根拠法令等	社会福祉法第7条第1項(昭和26年法律第45号)及び宮城県社会福祉審議会条例第1条	設置目的	社会福祉に関する事項を調査審議するための宮城県社会福祉審議会を設置する。			委員数	25
担当課室	保健福祉総務課	担当班	保健福祉政策班	電話	022-211-2507		

附属機関の名称		宮城県福祉サービス第三者評価事業推進委員会			設置年度	平成21年度	
根拠法令等	福祉サービス第三者評価事業推進委員会条例	設置目的	知事の諮問に応じ、福祉サービス第三者評価を行う事業の推進に関する重要事項を調査、審議する。			委員数	10
担当課室	社会福祉課	担当班	団体指導班	電話	022-211-2516		

附属機関の名称		宮城県医療審議会			設置年度	昭和23年度	
根拠法令等	医療法第72条 医療法施行令第5条の16～22 宮城県医療審議会運営要綱	設置目的	医療法の規定によりその権限に属する事項(医療計画、医療法人の設立・解散等)を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、医療を提供する体制の確保に関する重要事項を調査審議する。			委員数	30
担当課室	医療政策課	担当班	医務班	電話	022-211-2614		

附属機関の名称		地方独立行政法人宮城県立こども病院評価委員会			設置年度	平成17年度	
根拠法令等	地方独立行政法人宮城県立こども病院評価委員会条例	設置目的	中期目標及び中期計画の作成・認可並びに業務実績評価に係る意見提示などを行う。			委員数	7
担当課室	医療政策課	担当班	病院事業班	電話	022-211-2613		

附属機関の名称		宮城県衛生検査所精度管理専門委員会			設置年度	平成17年度	
根拠法令等	臨床検査技師等に関する法律第20条の5 衛生検査所精度管理専門委員会条例	設置目的	知事の諮問に応じ、衛生検査所の精度管理に関する重要事項を審議する。			委員数	4
担当課室	医療政策課	担当班	医務班	電話	022-211-2614		

附属機関の名称		宮城県救急医療協議会		設置年度	平成17年度	
根拠法令等	救急医療協議会条例	設置目的	知事の諮問に応じ、救急医療体制の充実強化に関する重要事項を調査審議する。		委員数	16
担当課室	医療政策課	担当班	地域医療第一班	電話	022-211-2622	

附属機関の名称		地方独立行政法人宮城県立病院機構評価委員会		設置年度	平成22年度	
根拠法令等	地方独立行政法人宮城県立病院機構評価委員会条例	設置目的	中期目標及び中期計画の作成・認可並びに業務実績評価に係る意見提示などを行う。		委員数	8
担当課室	医療政策課	担当班	病院事業班	電話	022-211-2613	

附属機関の名称		宮城県周産期医療協議会		設置年度	平成26年度	
根拠法令等	周産期医療協議会条例	設置目的	知事の諮問に応じ、周産期医療体制の充実強化に関する重要事項を調査審議する。		委員数	10
担当課室	医療政策課	担当班	地域医療第一班	電話	022-211-2622	

附属機関の名称		宮城県小児医療協議会		設置年度	平成26年度	
根拠法令等	小児医療協議会条例	設置目的	知事の諮問に応じ、小児医療体制の充実強化に関する重要事項を調査審議する。		委員数	9
担当課室	医療政策課	担当班	地域医療第二班	電話	022-211-2617	

附属機関の名称		宮城県地域医療介護総合確保推進委員会		設置年度	平成27年度	
根拠法令等	地域医療介護総合確保推進委員会条例	設置目的	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第4条の規定による都道府県計画について、広く有識者からの意見聴取を行う。		委員数	18
担当課室	医療政策課	担当班	企画推進班	電話	022-211-2618	

附属機関の名称		宮城県准看護師試験委員		設置年度	昭和26年度	
根拠法令等	保健師助産師看護師法第25条 准看護師試験委員条例 (昭和27年3月27日宮城県条例第2号)	設置目的	准看護師試験の実施に関する事務をつかさどる。		委員数	10
担当課室	医療人材対策室	担当班	看護班	電話	022-211-2615	

附属機関の名称		宮城県地域医療対策協議会		設置年度	令和元年度	
根拠法令等	医療法第30条の23 地域医療対策協議会条例	設置目的	医療計画において定める医師の確保に関する事項の実施について調査審議する。		委員数	20
担当課室	医療人材対策室	担当班	医師定着推進班	電話	022-211-2692	

附属機関の名称		宮城県介護保険審査会		設置年度	平成11年度	
根拠法令等	介護保険法第184条 介護保険審査会条例	設置目的	保険者（市町村）の行う行政処分（保険料の賦課、要介護認定等）に対する不服申立の審理・裁決を行う。		委員数	18
担当課室	長寿社会政策課	担当班	地域包括ケア推進班	電話	022-211-2552	

附属機関の名称		みやぎ高齢者元気プラン推進委員会		設置年度	平成17年度	
根拠法令等	みやぎ高齢者元気プラン推進委員会条例	設置目的	知事の諮問に応じ、みやぎ高齢者元気プラン（高齢者福祉計画及び介護保険事業支援計画）に関する重要事項を調査審議する。		委員数	15
担当課室	長寿社会政策課	担当班	企画推進班	電話	022-211-2536	

附属機関の名称		宮城県福祉有償運送運営協議会		設置年度	平成18年度	
根拠法令等	道路運送法施行規則第51条の7 福祉有償運送運営協議会条例	設置目的	福祉有償運送の必要性その他福祉有償運送の運営に関する重要事項を審議する。		委員数	10
担当課室	長寿社会政策課	担当班	企画推進班	電話	022-211-2536	

附属機関の名称		宮城県介護予防に関する事業評価・市町村支援委員会		設置年度	平成18年度	
根拠法令等	介護予防に関する事業評価・市町村支援委員会条例	設置目的	介護予防に関する事業の評価及び介護予防に関する事業について市町村に対して行う支援に関する重要事項を調査し、審議する。		委員数	15
担当課室	長寿社会政策課		担当班	地域包括ケア推進班	電話	022-211-2552

附属機関の名称		宮城県高齢者権利擁護推進委員会		設置年度	平成20年度	
根拠法令等	高齢者権利擁護推進委員会条例	設置目的	高齢者虐待の防止，その他高齢者の権利擁護の推進に関する重要事項を調査，審議する。		委員数	10
担当課室	長寿社会政策課		担当班	企画推進班	電話	022-211-2536

附属機関の名称		宮城県生活習慣病検診管理指導協議会		設置年度	平成17年度	
根拠法令等	生活習慣病検診管理指導協議会条例（平成17年宮城県条例第63号）	設置目的	生活習慣病検診の実施方法及び精度管理に関する重要事項を審議する。		委員数	11
担当課室	健康推進課		担当班	健康推進第二班	電話	022-211-2624

附属機関の名称		宮城県歯科保健推進協議会		設置年度	平成17年度	
根拠法令等	歯科保健推進協議会条例（平成17年宮城県条例第64号）	設置目的	歯と口腔の健康づくりの推進に関する重要事項を審議する。		委員数	12
担当課室	健康推進課		担当班	健康推進第一班	電話	022-211-2623

附属機関の名称		みやぎ21健康プラン推進協議会		設置年度	平成17年度	
根拠法令等	みやぎ21健康プラン推進協議会条例（平成17年宮城県条例第62号）	設置目的	みやぎ21健康プランの推進に関する重要事項を審議する。		委員数	15
担当課室	健康推進課		担当班	健康推進第二班	電話	022-211-2624

附属機関の名称		宮城県食育推進会議			設置年度	平成18年度	
根拠 法令 等	食育推進会議条例	設置 目的	食育基本法（平成17年法律第63号）第32条第1項の規定による，県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため。			委員数	20
担 当	課 室	健康推進課	担当班	食育・栄養班	電 話	022-211-2637	

附属機関の名称		宮城県がん対策推進協議会			設置年度	平成19年度	
根拠 法令 等	がん対策推進協議会条例（平成19年宮城県条例第36号）	設置 目的	宮城県がん対策推進計画の策定その他がん対策の推進に関する重要事項を審議する。			委員数	15
担 当	課 室	健康推進課	担当班	がん対策班	電 話	022-211-2638	

属機関の名称		宮城県がん登録情報利用等審議会			設置年度	平成28年度	
根拠 法令 等	がん登録情報利用等審議会条例（平成28年宮城県条例第27号）	設置 目的	がん登録等により得られた情報の利用，提供及び匿名化に関する事項を調査審議する。			委員数	7
担 当	課 室	健康推進課	担当班	がん対策班	電 話	022-211-2638	

附属機関の名称		宮城県感染症診査協議会			設置年度	平成11年度	
根拠 法令 等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	設置 目的	感染症の患者に対する就業制限，入院勧告及び公費負担等に関し，必要な事項を審議する。			委員数	6
担 当	課 室	疾病・感染症対策課	担当班	感染症対策班	電 話	022-211-2632	

附属機関の名称		宮城県感染症対策委員会			設置年度	平成17年度	
根拠 法令 等	感染症対策委員会条例（平成17年宮城県条例第117号）	設置 目的	感染症の発生の予防及びまん延の防止に関する重要事項を審議する。			委員数	9
担 当	課 室	疾病・感染症対策課	担当班	感染症対策班	電 話	022-211-2632	

附属機関の名称		宮城県指定難病等及び遷延性意識障害対策協議会		設置年度	平成17年度	
根拠法令等	指定難病等及び遷延性治療対策協議会条例（平成17年宮城県条例第65号）	設置目的	指定難病及び小児慢性特定疾病の患者等に対する医療費の支給並びに特定疾患、先天性血液凝固因子障害等、スモンに対するはり、きゅう及びマッサージ並びに遷延性意識障害に関する治療研究事業の適正かつ円滑な推進について審議する。		委員数	30
担当課室	疾病・感染症対策課	担当班	難病対策班	電話	022-211-2636	

附属機関の名称		宮城県肝炎対策協議会		設置年度	平成19年度	
根拠法令等	肝炎対策協議会条例（平成19年宮城県条例第33号）	設置目的	肝炎ウイルス検査、肝炎医療体制充実強化その他肝炎対策の推進に関する重要事項を審議する。		委員数	10
担当課室	疾病・感染症対策課	担当班	感染症対策班	電話	022-211-2632	

附属機関の名称		宮城県慢性疾病児童等地域支援協議会		設置年度	平成27年度	
根拠法令等	慢性疾病児童等地域支援協議会条例（平成27年宮城県条例第34号）	設置目的	小児慢性特定疾病児童等その他の長期にわたり療養を必要とする疾病にかかっている児童等に対する地域における支援に関する重要事項を審議する。		委員数	13
担当課室	疾病・感染症対策課	担当班	難病対策班	電話	022-211-2636	

附属機関の名称		宮城県次世代育成支援対策地域協議会		設置年度	平成17年度	
根拠法令等	次世代育成支援対策推進法第2条 宮城県条例第153号	設置目的	次世代育成支援対策の推進に関する重要事項を審議する。		委員数	15
担当課室	子育て社会推進課	担当班	企画推進班	電話	022-211-2528	

附属機関の名称		宮城県子ども・子育て会議		設置年度	平成25年度	
根拠法令等	子ども・子育て支援法第77条第4項 宮城県条例第54号	設置目的	子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議する。		委員数	20
担当課室	子育て社会推進課	担当班	企画推進班	電話	022-211-2528	

附属機関の名称		宮城県幼保連携型認定こども園審議会		設置年度	平成27年度	
根拠法令等	幼保連携型認定こども園審議会条例	設置目的	幼保連携型認定こども園の設置認可等に関する事項を調査審議する。		委員数	7
担当課室	子育て社会推進課	担当班	保育支援班	電話	022-211-2529	

附属機関の名称		宮城県障害者施策推進協議会		設置年度	昭和47年度	
根拠法令等	障害者基本法第36条第1項	設置目的	宮城県における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について調査・協議する。		委員数	20
担当課室	障害福祉課	担当班	企画推進班	電話	022-211-2538	

附属機関の名称		宮城県障害を理由とする差別の解消のための調整委員会		設置年度	令和3年度	
根拠法令等	障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条例	設置目的	知事の求めに応じ、事業者による障害を理由とする差別に関し、調査しあっせんを行う。		委員数	10
担当課室	障害福祉課	担当班	企画推進班	電話	022-211-2538	

附属機関の名称		宮城県リハビリテーション協議会		設置年度	平成17年度	
根拠法令等	リハビリテーション協議会条例	設置目的	リハビリテーションに係る総合的な施策の推進に関する重要事項を審議する。		委員数	20
担当課室	障害福祉課	担当班	地域生活支援班	電話	022-211-2541	

附属機関の名称		宮城県障害者介護給付費等不服審査会		設置年度	平成18年度	
根拠法令等	・障害者総合支援法第98条第1項 ・障害者介護給付費等不服審査会条例	設置目的	知事の諮問に応じ、介護給付費等または地域相談支援給付費等に関する処分の審理に関し、公正かつ中立な審査を行う。		委員数	10
担当課室	障害福祉課	担当班	運営指導班	電話	022-211-2558	

附属機関の名称		宮城県障害児通所給付費等不服審査会		設置年度	平成24年度	
根拠法令等	・児童福祉法第56条の5の5第2項において準用する障害者総合支援法第98条第1項 ・障害児通所給付費等不服審査会条例	設置目的	知事の諮問に応じ、障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費に関する処分の審理に関し、公正かつ中立な審査を行う。		委員数	10
担当課室	障害福祉課	担当班	運営指導班	電話	022-211-2558	

附属機関の名称		宮城県精神医療審査会		設置年度	昭和63年度	
根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第12条	設置目的	精神障害者の人権に配慮しつつ、その適正な医療及び保護を確保する。		委員数	20
担当課室	精神保健推進室	担当班	精神保健推進班	電話	022-211-2518	

附属機関の名称		宮城県精神保健福祉審議会		設置年度	平成18年度	
根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第9条第1項 精神保健福祉審議会条例	設置目的	精神保健福祉施策推進に必要な各事項について審議し、県に対して意見を具申する。		委員数	20
担当課室	精神保健推進室	担当班	精神保健推進班	電話	022-211-2518	

附属機関の名称		宮城県自然環境保全審議会温泉部会		設置年度	昭和23年度	
根拠法令等	温泉法第32条 自然環境保全審議会条例	設置目的	知事の諮問に応じ、温泉掘削等申請に係る処分等について審議する。		委員数	10
担当課室	薬務課	担当班	薬事温泉班	電話	022-211-2652	

附属機関の名称		宮城県麻薬中毒審査会		設置年度	昭和28年度	
根拠法令等	麻薬及び向精神薬取締法第58条の13 麻薬中毒審査会条例	設置目的	知事の諮問に応じ、麻薬中毒者の入院継続の適否について審議する。		委員数	5
担当課室	薬務課	担当班	監視麻薬班	電話	022-211-2653	

附属機関の名称		宮城県薬事審議会		設置年度	昭和38年度	
根拠法令等	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第3条 薬事審議会条例	設置目的	知事の諮問に応じ、薬事に関する重要事項について調査審議する。		委員数	15
担当課室	薬務課	担当班	薬事温泉班	電話	022-211-2652	

附属機関の名称		宮城県献血推進協議会		設置年度	平成18年度	
根拠法令等	宮城県献血推進協議会条例	設置目的	知事の諮問に応じ、献血の推進に関する重要事項について審議する。		委員数	20
担当課室	薬務課	担当班	薬事温泉班	電話	022-211-2652	

附属機関の名称		宮城県指定薬物審査会		設置年度	平成27年度	
根拠法令等	宮城県薬物の濫用の防止に関する条例第20条	設置目的	知事の諮問に応じ、知事指定薬物の指定の適否について審議する		委員数	5
担当課室	薬務課	担当班	監視麻薬班	電話	022-211-2653	

附属機関の名称		宮城県国民健康保険審査会		設置年度	昭和37年度	
根拠法令等	国民健康保険法 第91～103条	設置目的	保険給付に関する処分（被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。）又は保険料その他この法律の規定による徴収金に関する処分について不服がある者からの審査請求について審議する。		委員数	9
担当課室	国保医療課	担当班	国保指導班	電話	022-211-2564	

附属機関の名称		宮城県後期高齢者医療審査会		設置年度	平成20年度	
根拠 法令 等	高齢者の医療の確保に関する法律 第128～130条	設置 目的	後期高齢者医療給付に関する処分（被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。）又は保険料その他この法律の規定による徴収金（市町村及び後期高齢者医療広域連合が徴収するものに限る。）に関する処分について不服がある者からの審査請求について審議する。		委員数	9
担 当 課 室	国保医療課		担当班	医療指導班	電 話	022-211-2565

附属機関の名称		宮城県国民健康保険運営協議会		設置年度	平成29年度	
根拠 法令 等	国民健康保険法第11条	設置 目的	国民健康保険事業の運営に関する方針の作成及び国民健康保険事業費納付金の徴収並びにその他国民健康保険事業の運営に関する重要事項について審議する。		委員数	11
担 当 課 室	国保医療課		担当班	国保指導班	電 話	022-211-2564

令和4年度保健福祉行政の概要

令和4年4月

編集

宮城県 保健福祉部 保健福祉総務課

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8-1

TEL:022-211-2507 FAX:022-211-2595

E-mail:hohukse@pref.miyagi.lg.jp